

第3回 戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議 議事録

日時： 令和元年7月18日（木）13：00～16：00

場所： 中央合同庁舎5号館共用第6会議室（3階）

出席者： 構成員

増田座長、羽毛田構成員、赤木構成員、浅村構成員、畔上構成員、
神津構成員、篠田構成員、染田構成員、竹之下構成員、戸部構成員、
浜井構成員、秀平構成員、水口構成員

事務局

谷内社会・援護局長、辺見大臣官房審議官、泉援護企画課長、
吉田事業課長、皆川事業推進室長、橋口補佐

オブザーバー

外務省、防衛省

○橋口補佐 それでは、定刻になりましたので、第3回「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」を開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は司会の事業課課長補佐、橋口でございます。よろしく願いいたします。

事務局に人事異動がございましたので、申し上げます。

八神前大臣官房審議官にかわりまして、辺見聡大臣官房審議官でございます。

○辺見大臣官房審議官 辺見でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○橋口補佐 次に、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、お手元にお配りしております座席図、本日の議事次第。

資料1「構成員からの御質問について」。

資料2「集中実施期間における目標設定について」。

資料3「第1回及び第2回検討会議における御意見について」。

以上、5点となっております。

また、別途、構成員の皆様方には、第1回、第2回検討会議の資料、議事録の入ったファイルを配付してございます。お手元でございますでしょうか。

資料の漏れ等がございましたら、事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

では、大変恐縮ではございますが、報道関係の皆様、撮影はこれ以後、御遠慮いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(カメラ撮影終了)

○橋口補佐 それでは、議題に移ります。座長、よろしく願いいたします。

○増田座長 増田でございます。お忙しい中、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は2回に及ぶ御議論を踏まえまして、引き続き、集中実施期間における目標設定及び法医学鑑定について御議論いただくことになっております。

まずは資料1につきまして、事務局及び竹之下構成員から説明していただき、その後に質疑を行いたいと思います。そして、休憩を挟みまして、その後に資料2及び3について、事務局から説明をしていただきまして、また質疑を行う。こういう予定になっております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○泉援護企画課長 まず初めに、各構成員からの御質問について資料1を用意いたしましたので、私と吉田課長、皆川室長、また、推進協会の竹之下専務理事からそれぞれ説明を申し上げます。

なお、恐縮ですが、第1回、第2回の会議におきまして、事務局または構成員の方から回答があったものについては省略しておりますので、御承知おきください。

まず、資料1でございます。1ページ目、遺骨収集事業については、遺族への理解活動、また、国民への啓蒙が欠かせないと思う。厚労省としてどのような一般国民に対する啓蒙活動を行っているのかという意見がございました。

現状でございます。厚生労働省のホームページに活用いたしまして、遺骨収集の進捗状況につきましては、逐次公表しております。

また、2ページ目以降になりますが、パンフレットを作成いたしまして、千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式の機会を通じて配布しているほか、パネル展示などもさせていただいています。

また、月刊「厚生労働」という関係の広報誌がございますが、これにつきましても、随時活動状況、また、遺骨収集の進捗状況を掲載しております。

また、言うまでもないことですが、この「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」を開催することによりまして、関係者の皆様の合意形成を図るとともに、広く国民の方々、メディアを通じて報道されることによりまして、国民の皆様方の理解の増進につながることを期待している状況でございます。

2つ目、若い世代の遺骨収集のボランティア参加について、御意見があったところでございます。4ページ目、若い世代の戦争に対する記憶が風化している。若い方々にボランティアとして参加いただくことで、人手としてのみならず、戦争の悲惨さ、平和の尊さを学んでいただくよい機会である。行政として側面的支援を行うべきであり、メディアへの働きかけを含めて、そのような機運づくりが大事であるという御指摘をいただいております。

もとより、さきの大戦の記憶を次世代へ継承し、遺骨収集の担い手を確保する上でも、本事業の意義を若い世代にも伝えて参加を呼びかけていくことは重要でございます。現状におきましては、従来からでございますけれども、JYMA日本青年遺骨収集団、また、国際ボランティア学生協会の協力をいただきまして、若い世代の参加も進められている状況でございます。

5ページ目、日本・アメリカ・ドイツにおける遺骨収集の取り組みについてでございますが、さきの検討会議におきまして、遺骨収集の担い手をボランティア重視にしていくのか、また、厚労省が主管のままで行っていいのか、戦後70年が経過したところで、例えばドイツではどうしているかといったことについて幅広く考えていくべきではないかという御意見をいただいたところでございます。

私ども、短い期間ではございましたが、調べられる限りでということで、表にさせていただきました。日本とアメリカとドイツでございます。

日本では、厚労省が実施し、また、日本戦没者遺骨収集推進協会と実施をしている現状でございます。

アメリカにおきましては、国防総省の捕虜・行方不明者調査局が、米国が関与した過去の紛争におけます捕虜または行方不明者に係る調査を実施しておるということでございます。鑑定方法につきましても、認識票の物証分析、形質人類学的鑑定、法歯学による分析、また、DNA鑑定といったことを行っていると伺っております。

ドイツでは、遺骨収集ということ自体がどうも主要な目的にはなっておらず、ドイツの

一番上の箱でございますが、海外で御遺骨を収容し、現地の墓地で埋葬するということがされておるようでございます。「国から委託を受け」というのは、ドイツの外務省ですが、ドイツの外務省から委託を受けて、公益法人であるドイツ戦争墓地維持国民同盟が墓地を維持管理しているということでございました。国内では、国が墓地を整備しているということでございます。

そういったことで、海外で行われているということで、取り急ぎ調べた内容は以上でございます。

続いて、現地での焼骨につきまして、皆川から。

○皆川事業推進室長 引き続きまして、4の現地での焼骨について、申し上げます。

6ページをごらんください。現地での焼骨について、構成員の方々からさまざまな御意見をいただいております。

遺骨の一部を検体として採取した上で遺骨を現地で焼骨しているが、直ちにやめていただきたい。自分が36～37年前に遺骨収集に参加した際には、一晩かけて丁寧に焼骨していた。しかし、平成24年に参加した際には、数時間で油をかけて焼骨をしていた。箱におさまらないと、遺骨を手で押すようにして入れて損壊している。派遣期間が短縮され、そのようなことがまかり通っている。ある御遺族は、米軍の火炎放射器で焼かれ、油をかけてまた焼かれ、二度焼かれると言っていた。現地焼骨はやめるべきという御意見をいただきました。

また、南方は基本的に遺骨を焼骨しないで持ち帰るのがよいのではないかという御意見もありました。

他方、南方はわからないものの、ロシアですと、DNA鑑定に適した部位は複数とれる。遺骨を全部日本に持って帰れるのかという懸念があるという御意見。検体としてとれるところはとって、その他は現地で焼骨するやり方でよいのではないか。どんなに風が吹いても現地焼骨を行うと、炎も煙もすぐ日本に向かっていく。遺族として、この50年、60年眠った土地に感謝をしながらお骨にして連れて帰ってあげたい。皆そう感じている。現地焼骨は遺族にとって大切なものであるという御意見をいただいております。

また、現地で焼骨をしない場合のコスト、保管場所や管理費など、考えられる土台が幾つかできた。

それから、現地での焼骨に関しては御遺族の意見もあるので、丁寧に考える必要があるという御意見をいただいております。

7ページ、戦没者遺骨の現地での焼骨について、これまでの考え方というものを上段の箱に書かせていただいております。

我が国では、死者を弔うために、慣習として広く焼骨が行われておりまして、現在は、戦没者の御遺骨からDNA用の検体を採取した上で、残りの御遺骨について、慰霊行事の一環として現地で焼骨をしておりまして、焼骨、追悼式を実施しております。

さらに、DNA鑑定の検体を採取する部位については、専門家各位の御意見をいただきなが

ら、これまで拡大してまいりました。DNA鑑定は平成15年から実施しておりますが、その際の検体は歯でございましたが、平成29年度からは、歯に加え、四肢骨を検体として追加しているところでございます。

今後の考え方としましては、DNA抽出の可能性を高めるために、既に御意見があったところですが、側頭骨の錐体部も検体として持ち帰ることはどうかと。その場合、現地で錐体部を切り出すことはできませんので、頭蓋骨を持ち帰る。その場合、錐体部、それから、歯ですとか四肢骨が検体となりますので、ほぼ全ての御遺骨を焼骨せずに持ち帰ることになるのではないかと。

御遺族等の関係者の合意が得られることを前提として、原則として、現地で焼骨はせずに、日本でDNA抽出の後に焼骨することについてどうお考えになられるかということでございます。仮に現地で焼骨を行わないとしても、現地で追悼式は行いたいと。

8ページをごらんください。現状の現地での焼骨、追悼式の様子を参考でまとめた資料でございます。焼骨・追悼式というのは、収集団、それから、現地の協力者によって式典を行っております。

2つ目の写真でございますが、これはその式の中で点火、焼骨ということで、遺骨を焼骨する場面の写真でございますが、焼骨用やぐらの上に遺骨を安置し、やぐらの下の部分に点火をしておりますけれども、着火をしやすいようにやぐらの下の部分に灯油をかけております。

灯油の使用に当たっては、団員の方の安全はもとより、御遺骨に灯油がかからないように細心の注意を払っております。焼骨用やぐらに使用する木材が質によって燃えにくい場合がございます。その場合、複数回灯油を使用しても燃えずに黒く残ることもございます。

通常、焼骨には4時間程度と見込んでおりますけれども、御遺骨の分量について所要時間はさまざまでございます。中には、参加いただいた御遺族から、遺骨の形がこれ以上焼いてしまうと失われてしまうとして、切り上げを要請されたということも聞いております。

焼骨が終わりますと、団員の方、協力者も含めて、骨上げをやっていただいて、右側の写真でございますが、焼骨後の御遺骨は、遺骨袋におさめ、遺骨箱におさめます。帰還するまでの間、仮安置用の部屋に安置しておりますということでございます。

あわせて、9ページは、焼骨、追悼式の式次第例を記載させていただきました。開式、参列者全員による黙祷を行い、派遣団長と派遣団を構成する団体の代表の方から追悼の辞をいただきます。それから、献花に進みまして、団長や地元の自治体の方、地方政府の職員の方などを来賓にお招きして献花をしていただき、あとは構成団体の方による献花、拝礼をして、点火となります。式はそこで終わりますが、以降は焼骨のぐあいを見て収骨、骨上げに移ってまいります。

10ページです。現地で焼骨しない場合のコスト増として想定されるものとして列挙させていただいております。消耗器材費、遺骨箱ですとか遺骨箱覆、遺骨袋、こういったものがふえる。それから、列車や自動車の借上料、現地における遺骨安置室の借上料、日本国

内でも遺骨保管場所の借上料などが想定できます。

さらに、長い期間、御遺骨を安置しておくということを考えますと、御遺骨にカビが発生するということがないように、遺骨保管場所の空調費などの光熱費も考えられるかと思えます。

あとは、国内に送還の後、DNA鑑定を採取した上で焼骨ということになりますので、火葬場等の施設の経費、運搬経費、それぞれに伴う各種人件費のコストがコスト増の要因として考えられると思っております。

11ページをごらんください。これは現地焼骨をする、しないにかかわらず、これまでの御議論で新たに側頭骨錐体部も検体にふさわしいという御意見をいただきましたので、現状と今後の案ということで対比をさせた資料でございます。例えば旧ソ連においては、現状は歯と四肢骨、歯は全て持ち帰る。それから、個性性がある場合ですけれども、例として、四肢骨は大腿骨など長くて太い骨を1本程度というのが今までの検体採取の考え方でございますが、側頭骨がふさわしいということでございますので、今後の対応案として、歯に加え、四肢骨または側頭骨錐体部のいずれかということで、歯は採取できるもの全て、その次に四肢骨または側頭骨の錐体部のいずれかを持ち帰るとというのが、シベリアの対応案として考えているところでございます。

また、南方については、DNAの検出が非常に難しいということがございますので、シベリアとやや事情が違いますから、検体として採取する遺骨の部位は、歯と四肢骨及び側頭骨錐体部と考えております。その場合、南方の場合ですが、歯も全て、四肢骨も検体、側頭骨錐体部も検体ということになりますと、残りの御遺骨が少なくなるということも考えられます。

以降は、側頭骨錐体部はどういった部位ですかというところの資料を参考に3枚ほど載せさせていただいております。

次いで、資料はございませんが、前回の第2回の検討会議で、畔上構成員から、混葬地の遺骨収集について行っていただきたいという発言をいただいたところでございます。混葬地の遺骨収集につきましては、法医学鑑定のワーキンググループの報告で伺った新技術の今後の発展を踏まえて検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○吉田事業課長 続きまして、資料1の15ページをお開きいただきたいと思います。法医学鑑定の体制の強化について、国としてどのように考えているのかという御照会が前回の会議でございました。私どもの考え方を以下のように御説明申し上げたいと思います。

まず、鑑定の安定的な実施、それから、鑑定機関の技術の向上のためには、次のような、下記のような取り組みが考えられると思っております、それに向けた必要な支援を行うことの検討を進めておるところでございます。

その例を幾つか申し上げますと、1つ目に、鑑定に御協力いただいている大学の数がふえるような取り組みの実施ということでございます。まず、日本に帰っていただいた御遺

骨の身元特定のためのDNA鑑定につきましては、昨年度までは11の機関をお願いしてございましたが、今年度からは1機関ふえまして、12機関で実施することになりました。

また、現地へ赴いて人種鑑定などをしていただく法医人類学の先生方につきましては、専門家が所属しておられる大学機関に要請をして、日本人類学会の御推薦をいただいた上で、派遣いただくことになっておりますけれども、これもより協力いただける機関をふやす取り組みを実施しております。具体的には、括弧にありますとおり、日本人類学会の御協力をいただきまして、同学会が開催された際に私どもの職員を送り込みまして、パンフレットの配布ですとか、パネル展示などを通じまして、戦没者遺骨収集の取り組みなどについて御紹介をし、協力を募っているところでございます。

例2といたしましては、既に鑑定に御協力いただいております大学の研究者が、例えば鑑定に専念できるような体制の確保についても具体的に検討を進めていきたいと考えてございます。

さらに、DNA抽出からDNA型判定に至る作業工程、これが大変手間のかかる作業であるということは、せんだって御紹介をいただきましたけれども、この鑑定に御協力をいただいている大学ごとに、例えば作業を分業化するというようなことで効率化を図れるのではないかとということも考えておまして、これにつきましても御相談をしながら、可能な限り進めていきたいと思っております。

さらには、戦没者遺骨に関します研究の支援、戦没者遺骨の鑑定などを通じまして得られた情報、あるいは技術の学術的利用の推進につきましても進めていきたいと思っております。

このような取り組みを通じて、この戦没者遺骨収集に携わっていただける人材の育成につながるものと考えておまして、引き続き検討を進めていきたいと考えてございます。

16ページをごらんいただきたいと思います。目標設定について、前回以来、御議論いただいておりますけれども、前回までの会議の中で御指摘、御意見をいただいた内容について、まず御紹介をしたいと思います。

1つ目としましては、112万柱がまだ海外に眠っている。およそ60万弱が可能性として残っている中で、近年の収容数は1,000柱を切っている状況である。その辺を含めてトータルのプランを考える必要があるのではないかと。また、この会議の趣旨は今後の6年間でどのようにするかである。厚労省から推進協会に情報を落として、できることをやるしかないのではないかと御意見がございました。

また、集中実施期間における目標は、短期、中期、長期で段階を踏んだ形で目標設定するのが現実的であると。人材確保や体制整備を集中実施期間終了後どうするかが漠然としたままだと、細かい議論ができない。そのような意味で長期的なグランドデザインを議論する必要があるのではないかと。少なくとも見通しを立てておく必要があるという御指摘がございました。

さらに、収集の目標設定は必要だと思う。遺族の方々の期待を考えれば、できる限り多

くの収集をすることと実現可能性との間でぎりぎりの作業をした上での目標であるべきである。第1段階、第2段階と段階的な目標設定を考えるべきではないか。収集作業をする人の問題、現地政府の協力も含め、現時点でやり得る努力を最大限にすべき。残る部分については、将来にわたるものとして、次なる目標の中で処理していくべきではないかという御意見もございました。

さらに、現地での遺骨収集を行う際に、今年度はどこをやるのか、あるいは何年間にわたってどこの地域を優先的にやるのかといった計画はあるのかという御指摘もございました。情報が完璧であることはあり得ない。人員の限界、相手国政府の対応がある中で、この事業を進めていかなければならない。目標設定をすること、グランドデザインが大事だということは承知しているが、それと同時に当面の6年間、何をしなければならないかを、例えば地域的な優先を考えたほうがよいのではないかと思う。例えば夏はロシアに重点を置くけれども、秋以降は南方、特にその中でも重点を置くべき地域を優先することなどが考えられるのではないかといった御意見でございました。

17ページをごらんいただきたいと思います。今、御紹介した御意見などに対します、私どもの考え方を整理したものでございます。まず、遺骨収集推進法によりまして、戦後80年を迎えるまでを目途に、令和6年度までを集中実施期間と定められました。このような経緯を踏まえまして、まずは、この集中実施期間における目標をどのように設定すべきか、この会議で御議論いただきたいと考え、後ほど事務局の考え方を提示させていただきたいと思います。

その上で、※印が2つございます。遺骨収集は、御遺骨の所在に関する具体的な情報が得られる限り、集中実施期間終了後も継続していくものと認識しておりまして、その実施に必要な体制も確保していくということで考えてございます。

また、集中実施期間後の事業あるいはその体制のあり方につきましては、今回御議論いただいております集中実施期間内の目標の取り組み状況も踏まえまして、適切な時期に本会議で改めて御議論いただきたいと考えてございます。

それから、資料にはございませんが、加えて御指摘のあった点について、この席でお答えを申し上げたいと思います。1つ目は、御遺族が高齢化しており、元気うちにDNAの保管をしてほしいといった御遺族もいるという御意見がございました。遺族側のDNA情報のデータベース化にも取り組んでいただきたいという御要請でございました。

これにつきましては、まず、御遺骨のDNA鑑定は、現在、記名のある遺留品などから御遺族が推定できる場合に、御遺族からの申請に基づきまして、その鑑定を実施してございます。もちろん血縁関係が確認できた場合には、御遺骨をお返ししているというところでございます。

また、28年度からは、遺留品がなくてもDNA鑑定を呼びかける試行的取組を沖縄で行ってきておりましたが、残念ながら、これまでのところ、御遺族との結びつきは確認できておりません。

このような現状を踏まえますと、関連情報がなくて、また、御遺骨と御遺族との関係を結びつける、御遺族の特定をするめどが立たない中で、究極的な個人情報でありますDNA情報を大量に政府として保有することにつきましては、さらに慎重な検討が必要ではないかというのが、私どもの現在の考え方でございます。

さらに、個別の話ではございましたけれども、2年前に認識票の調査を依頼したけれども、途中経過すら連絡がないということで、このように時間がかかるのはサボタージュではないかという御指摘もございました。これは御遺骨とともに一緒に発見をされました遺留品が、例えば御遺骨の身元特定につながる重要な情報を秘めている場合もございまして、まさにそのような重大な問題であったと御指摘をそのまま受けとめたいと思っております。

これまでは、私ども厚労省でまず調査をいたしました結果は課室内で共有をいたしまして、もし御遺骨の身元特定あるいは遺留品の持ち主の特定ができた場合には、御遺族に直接連絡をしておりましたけれども、残念ながら推進協会への回答は行っておりませんでした。今後はこれを改めまして、事業課内、私どもの課室内で確認ができました結果につきましては、各地域担当を通じまして推進協会とも共有をし、御連絡を差し上げたいと考えております。

また、時間がかかりましたことについては、大変恐縮でございまして、これにつきましても、体制の強化もあわせて進めていきたいと思っております。

なお、せんだって御指摘のあった内容の一部につきましては、既に回答をしてお返しをしまして、また今後とも推進協会との連携をしっかりとしながら、例えば推進協会の会合などに出席をさせていただいた場合には、その進捗状況を報告いたしたいと考えてございます。

最後に、これも資料がなくて大変恐縮ですけれども、竹之下専務からだったと記憶してございますが、予算面についての御要請がございました。今後、現地調査を行っていくにしても、ArcGISで示された資料というのは、非常に広範な範囲を指しているもので、それを探すにしても大変な作業量が必要だと。重機で筋掘りをするなどをしないと追いつかない面もあるということで、その点について、派遣の日数などをふやせるような予算づけをしてほしいという御要請がございました。

この考え方につきまして、御説明申し上げたいと思っておりますが、まず、残る集中実施期間におきまして、できるだけ多くの遺骨を収集するためには、事業を計画的に進める必要があると考えてお返しをしまして、従来より得られた情報に加えまして、海外の公文書館などで資料調査などから得られた情報に基づいて、今後可能な限り調査を進めていきたいと思っておりますが、これを目標とするときには、これに見合った予算要求は当然必要かと思っております。この会議で御検討いただいた結果も踏まえまして、しっかり予算要求を進めていきたいと考えております。

なお、具体的にはこれから申し述べますような体制も含めまして、予算をしっかりと獲得していきたいと思っております。例えば派遣団の人材確保ですとか、指定法人であります推進協会と私どもの体制の強化。それから、得られた情報の精査ですとか、その情報

に基づく調査の実施に向けました効率的な行いについてもしっかり検討し、必要な予算を確保していきたいと考えてございます。

私どもからは、以上でございます。

あとは、竹之下専務から補足をお願いしたいと思います。

○竹之下構成員 戦没者遺骨収集推進協会の竹之下でございます。

一番後の18ページに書いてございますが、海外資料調査により得られた情報の閲覧についてです。

私ども13の社員団体に構成されておりますが、29年度から海外資料調査で得られた情報の中で、特に日本人の埋葬されている可能性の高い情報、それを厚生労働省と一緒にSS情報と称して、エクセル表にしたものを入手させていただいており、これは各団体にも同時に提供しているところです。

さらに、その情報を地図の上に赤丸で落とし込んだArcGISというシステムが、現在、厚生労働省の編集で業者に委託してつくられておりますが、これについての閲覧は、今のところ協会だけで見ていたのですが、というのも、全地域がそろってなくて一部の地域だけだったということもありましたが、最近、次第に地域が追加されまして、ほぼそろってきました。

これは業者がつくったにもかかわらず、アカウントをつくったものしかそこへ閲覧できない、著作権上か何か、そういう制度があります。そこで、私どもの職員2～3名は指名してあるのですが、その人が外地に出たときは必要な人がアクセスできないということになりますので、今、いっそのこと13団体、各団体に誰か一人決めていただいて、アクセスできる人をつくって、その予算を協会のほうで負担して自由に見ていただくのがいかなものかということをごぼちぼち考えております。いずれまた各団体と相談させていただいて、一番いいやり方を採用したいと思っております。

以上でございます。

○増田座長 以上、前回、構成員から提起されましたさまざまな疑問点、問題提起に対する厚労省側の回答がございました。

それでは、以上に対しまして、改めてまた構成員の皆様方から御意見、続けて御質問等々を受けたいと思います。

どうぞ、戸部先生。

○戸部構成員 これまでに御質問すればよかったのでしょうかけれども、単純なことを確認しておきたいと思うのです。遺骨収集を推進する、もっと端的に言えば、収集する遺骨の数をふやすということであれば、非常に単純に発想いたしますと、収集団の数をふやせばいいということになりかねません。つまり、お金の手当てがつけば同時並行的に数個の遺骨収集団を派遣することができるのかどうか。

もしできなければ、お金の問題ではなくて人の問題になりますので、きょう、最初のところで御指摘がありましたように、どういう形で人材を育成していく、あるいは補充して

いくということ、これからもっと具体的に考えていかなければならないと思うのですが、とりあえずは同時並行的あるいは長期間、遺骨収集団を派遣することが可能であるかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○増田座長 それでは、後でまとめて厚労省側からお答えいただきたいと思いますが、ほかにかがでございましょうか。

赤木さん、どうぞ。

○赤木構成員 JYMAの赤木でございます。

4の現地での焼骨についてなのですが、資料を拝見していると、南方は基本的に焼骨をしないのがよいのではないかと、ただし、ロシアは検体がとれるからいいのではないかと、というような、多少バイアスのかかった資料づくりのように感じます。なぜ現地で焼骨をするべきではないかということは、もちろん個人のアイデンティファイの問題、個人特定の問題と同時に、他国の埋葬者を間違ってお連れしない、そういう問題があるかと思っています。

というのは、北方ではそういうことがないと思っていられる方がいるかと思いますが、実はシベリア各地は、かつて収容所群島と例えられたとおり、国内の人たち、あるいはドイツ兵の方々も抑留地に埋葬され、金髪が出てきたということで、埋め戻した経験も幾多もあります。

加えて、私どもが毎年発行している年次活動報告書に掲載した写真から、形質人類学の先生にコーカソイドがまじっていると指摘されたことがございます。こちらについてはロシア側の鑑定人が日本人だと判断したのですが、そういったことが既に出来している状況です。

加えて、中央アジア、ロシアのシベリア地域は大変広うございますから、西のほうに行けばスラブ系のコーカソイド的な特徴を持った人たちが多くはすけれども、中央アジアやイルクーツクやハバロフスクの北方のほうにあるナナイ人文化圏のほうまで行くと、やはりアジア的な特徴を持った御遺骨が出土する場合があります。そういった形質的な問題もあり、北方についても直ちに焼骨をやめるべきだと思っています。

加えて、一昨年、検体焼失問題が起きたのもまさにこの北方ですので、南方にとどまることなく、北方も直ちに焼骨をやめるべきだと私は考えております。

○増田座長 ほかにかがでございましょうか。

畔上構成員、どうぞ。

○畔上構成員 先ほど、厚労省からお話がありましたけれども、遺族側のDNA鑑定のデータベース化です。種々問題があるかと思っていますけれども、これは想像の数字なのではっきり申し上げられませんが、確率からいくとかなり低い数字になろうかと。ただ、いずれにいたしましても、希望があるということで、門扉は閉じないでおいただいて、門扉だけはあけておいただきたいと思います。これがまず一点です。

先ほど戸部先生から話がありましたけれども、収容の人数がどうかということで、これはまた今後の6年間の中で御質問させてもらおうと思っておりましたけれども、一つは、

第1回目にお話をさせていただきました、具体的に厚労省、外務省、防衛省ということになりますので、自衛隊の派遣がどれだけ可能性があるのか。これをまずしっかり省庁会議で横断的に相談をいただきたい。

日本遺族会では、個別に過去何年か厚労省には要望としてお願いをしておりますけれども、今後若い世代に引き継ぐということで、日本遺族会でも青年部という組織をつくっております。全国で7,979名、今、おりますけれども、青年部といいましても、40の人もいますし、50の人もいる、また、20代の人もいます。そういう方に、例えばボランティアの休暇等々が与えられるか与えられないか等を含めて、国の事業に参加していただくわけですから、ぜひ厚労省から、こういう事業に参加していただくというお墨つきなり、そういう書類を発行していただくことにより、より若い方が参加できれば、人数的な補充、補完ができていくのかなと考えます。

もう一点、焼骨等々のお話がありました。先般のそれぞれ先生方のお話を聞きまして、DNAの検体をとるのは大変難しいということをおも認識しました。そういう中におきまして、認識の上で、南方のほうはほぼ無理だろうと私は判断しております。それは骨自体の保管状態がよくないということと、遺留品がほとんど判明していない現実があります。

北方については、今まででも結構先生方に判断していただいて、日本側、そして、それぞれ先方の博物館員の方等で判断していただいて、骨の形状からして持って帰ってきているということで、あえてそこで拡大してくる必要はないのかなと私自身は思っています。

自分の意見に固執するわけではないですけれども、もし多くの御遺骨を持ってくるとなると、前回も秀平構成員が言いましたけれども、私も心配していることは、それらによって例えばウイルスが入った、あるいは風土病が入ってきたというのを、もし遺骨収集のためにそれが起きたということになったら、まさに御英霊はそれ以上浮かばれないと思います。もしそこをしっかりとやるのであれば、その辺も確実にクリアできて、そしてまた移送の手段、そういう意味では、現在パラオなどでは検体も持ってくることができません。そういうことがしっかりクリアできた時点で、その辺に入っていければいいのかなと思っております。

以上です。

○増田座長 ほかにいかがでございましょうか。

浜井先生、どうぞ。

○浜井構成員 帝京大学の浜井でございます。

御説明をいただきまして、集中実施期間終了後も継続をしていくものと認識しておるとい見解が示されたというのは、これは結構なことだと思いますし、それ以降の事業のあり方について、今後適切に議論するという方向性が示されたことも非常に結構なことだと思います。

ただ、私は遺骨収集の歴史について研究をしているのですが、似たような議論が数十年前にもあって、戦後30年、1975年のときに、いわゆる計画的遺骨収集というものを戦後30

年で打ち切る、それからは情報があれば対応していくという補完的遺骨収集ということをやっていたわけなのです。その結果、まだ多くの御遺骨が残されることにもなったのではないかと考えられますので、今後検討するということはもちろん結構なのですが、その際にはそういった過去の経緯を踏まえて、事業のあり方自体について検討していく必要があるということは、改めてコメントしておきたいと思います。

もう一点、竹之下構成員から御説明のありましたArcGISのアカウント管理がかなり限定されていることが少々驚きでありまして、これが限定されていると当然情報の共有はできないと思うのです。これをつくっているのが厚労省のほうだと説明がございましたが、このアカウント管理が現状どうなっていて、今、竹之下構成員に御説明いただいたように、これをふやしていくことが例えば年度内に可能なのかどうか、見通しはどうかということがあれば教えていただきたいと思います。

以上でございます。

○増田座長 この問題は竹之下構成員からお答えいただくのがよろしいのか、厚労省側にお答えいただくのがよろしいのか、どちらの問題でしょうか。

○竹之下構成員 厚労省さんに。

○増田座長 では、これも追加的にお願いします。

ほかにいかがでございますか。

秀平構成員、どうぞ。

○秀平構成員 2つお聞きしたいと思います。私の頭の中では消化し切れないので御説明をいただきたいのですが、皆さん、それぞれ戦没者のことを考えてこうして会議をいただいていることに、遺族としても、それから作業員として収集に派遣されている者として、本当にありがたく思っております。多くの方を派遣していただいて、全員が帰ってこられるように、一日でも早くなればいいと私は思っております。

こういう会議があるのがわかりまして、今も現役で何十年も収集に行っている全国の友達に、いろいろなことを電話でお話を聞きました。これからもロシアへ行かれる方の御意見もお聞きして、それでお聞きしたいのです。以前、20年ほど前は、この派遣期間が3週間だったり、1カ月だったりしたのです。今は基本的に2週間になっております。イルクーツクのほうへ行きますと、ハバロフスクからシベリア鉄道で2日かかります。行き帰りに4日の期間をかけております。2週間だったら、その後1日、州とか市とか地方とかというところへの表敬訪問もみんなですしております。そうすると、5日はとられているわけなのです。2週間でいくと、作業している日数というのは本当に限られた日数になっております。本当に表敬訪問は作業員の我々まで行く必要があるのかどうか。団長さんとかが行って表敬訪問していただければ、あとの人は仕事ができるのという思いを持っております。

それから、集団埋葬があります。早く言えばブリヤートだとかハバロなどで、よその人が埋葬されている、2～3人埋葬されているから、ここは収集できませんよという墓地が

何カ所かあります。そのときに、焼骨しないで全員をお連れして帰って、その人たちは違うからと、もう一回その場所へお返しすることができるのかどうか。そういうことができるのなら、私はそれも納得してもいいのかなとは思っておりますが、頭骨だけ持って帰れば、歯も全部ついているのだったらDNA鑑定ができるのだったら、四肢骨も何も要らないのだったら別に全部を持って帰らなくても、それこそ畔上構成員が言われましたように、全身を日本にお連れして何かの菌がついて帰ったときに、その菌は遺骨を持って帰ったからという後ろ指を指されないように、そういうことだけは私は控えてほしいと思っております。だから、この集団埋葬の何遺体かが日本人でないというのがわかれば、その地にもう一回返せるのかどうかということをお聞きしたい。

それから、今までの日にちをもう少し延ばして、3週間ならばと。皆さん、一生懸命作業しております。遺族会の私たちの仲間は作業員として、遊び半分に私たちは行っているのではないと、だから、仕事をさせてほしいというのが、一つの意見です。

以上です。

○増田座長 いかがでございましょうか。

○神津構成員 ありがとうございます。

短く。私の勉強不足かもしれないのですが、お伺いしたいと思ったのは、硫黄島と沖縄は南方の中に入っているかと思うのですが、この2カ所に関しては日本の領土ですね。ですから、ここに関して南方と一くくりにするというよりは、非常に難しい地域ではあるかと思えますけれども、厚労省のほうでこの2地域について何かお考えが、特に別のお考えがあるのかどうかということだけお聞かせ願いたいと思いました。

○増田座長 申しおくれましたけれども、こちらには防衛省と外務省からオブザーバーとしてお二人に出席していただいておりますので、ただいまのお話は防衛省ともかかわる問題でありますし、また、南方の問題ですと外務省にもかかわる問題かと思っておりますので、後ほどコメントをしていただければ幸いです。

お待たせいたしました。どうぞ。

○羽毛田座長代理 2点ほどお伺いをしたいのですが、先ほど焼骨せずに持ってくる場合のコスト増についての御説明がございましたけれども、コストの問題と同時に制度的と申しますか、先方の国内法なり、あるいは協定上の問題といったことの制約があるかどうかについてもお教えいただきたいというのが1点でございます。

もう一点ですけれども、これは今さらの議論にはなるのですが、先ほどドイツではそもそも御遺骨を収集して本国へ持ち帰ってという思想がなくて、むしろ現地で埋葬するという思想であることを伺ったのですけれども、これは大分考え方が違うように思うのですが、そういったことは単純に宗教的な背景なのか。

あるいは、これはもっと前に伺っておくことだったのですけれども、先ほどもお話が出ましたが、昭和32年まで第1次があった後10年間、国の制度としては遺骨収集をなさらなかった時期があるわけですが、その32年にやめたときに、これ以降についてはむしろ現地

で御慰霊を申し上げる、そういった考え方がそこにあったのかどうかという点を確認しておきたいと思います。そういったことがあったゆえに、あの時点ではまだ帰らぬ遺骨がたくさんある中で打ち切りになったのかどうか。ここのあたりを教えていただければと思います。

○増田座長 さらに、法医学鑑定の先生方のほうから御意見はございますでしょうか。

水口構成員、いかがでございましょうか。

○水口構成員 あることはあるのですけれども、混乱しそうなので、DNAのところではしゃべったほうがいいのかと思いますので。

○増田座長 前回、まとめて報告してくださいました浅村先生、厚労省の回答に関しまして、いかがでございましょうか。

○浅村構成員 15ページに私たちの関連している鑑定体制の充実ということで、考え方ということでまとめていただいているのですけれども、例えば2つ目、鑑定に御協力をいただいている大学の研究者が鑑定に専念できる体制の確保という書き方をいただいているのですけれども、これが一体何を意味しているのかがわからない。前回もお話しさせていただいたとおり、私たちは大学から給料をもらっている大学の職員なので、鑑定に専念できるわけがないのですけれども、ということは、そのための人材を雇用してくれるのかとか、この内容が全部とは言わないのですけれども、半分ぐらい曖昧な書き方で、目標としてはとても曖昧過ぎるような印象を持ちます。可能であればもうちょっと具体的なことを言っていただけると、今後鑑定する者としては、とてもやりやすいのかなという印象を持ちます。

○増田座長 篠田先生、いかがでございましょうか。

○篠田構成員 まず最初に、私は海外でも随分人骨を扱っていますし、ミイラなどの分析もしているのですが、その経験からいって、御遺骨をお持ち帰りしたときに、何か病原菌を持ってくるのではないかという心配はまず要らないと思います。そのようなことは実際にはない、と考えていただいて結構です。

それから、私は素人なので正確にはわかっていないところもあるのですが、今まで基本的にやっていることには、御遺骨を日本にお持ち帰りする。それから、その持ち帰った御遺骨を、今度は御遺族にお返しするという2つのプロセスがあるわけですね。この部分に関して人骨の鑑定がどのようにかわるかということ、実は3つのパートがあります。

一つは、まず現地でその人骨が日本人かどうか、戦没者かどうか、あるいはそもそも何人分の御遺骨なのかを調べていく、一種のスクリーニングです。これが人骨の形態鑑定というものになります。

それから、お持ち帰りした後に、これを御遺族とマッチングするというのが、前回から問題になっているSTR法という方法を使った法医学鑑定の方法ということになります。

もう一つは、前回、私と染田さんから御説明差し上げたその他のDNAの分析、これは例えば、これが日本人の骨なのか、東南アジアの別の人なのか、あるいは白人なのかを鑑定す

るというものになるわけですが、それに加えて安定同位体の分析という、全部で3つがあるわけです。

現在までにご遺骨自体をそのまま持ち帰ってはいないわけですから、もしもこれを持ち帰った後に、どのようなプロセスで全体を進めていくのかという議論はしていないのです。ですから、もしも御遺骨をそのまま持ち帰ることが決まれば、その後、秀平さんからお話もあったように、またそれを日本人でないならば返せるのかという問題も含めて、システム、制度をつくらないと、きちんとは運営できないのだろうと思います。

恐らく来年は集中的に遺骨をお集めする形になるでしょうから、その次の年には鑑定をきちんとやっていく話になりますので、そこまでの間にシステムをつくっていただく。あるいは、今まで関連していた人たちがどのようにかかわって、全体の中で動いていくのかを決めていただくことが必要なのかと考えます。

以上です。

○増田座長 染田先生、いかがでございましょうか。

○染田構成員 遺骨の戦没者か否かという、まずスクリーニングについてなのですが、これは日本だけの問題ではなくて、現地の国、そして、交戦国である米国、オーストラリア、そこら辺の国々とのスクリーニングに関するコンセンサスをつくる必要があるかと思うのですが、今までの議論の中でそこら辺が抜け落ちているかというのを感じましたので、厚労省におかれましては、その点も検討されているとは思いますが、詳しく説明していただければと思います。

○増田座長 この点は外務省も少しかわるかもしれませんが、よろしくお願ひします。水口先生、どうぞ。

○水口構成員 皆さんがお話をしてくれましたので、私の意見は先ほどの浅村先生と共通しておりますし、篠田先生の言われていることとも一部共通しています。あと一つだけ抜けているところで、15ページの下から4つ目のDNA抽出から判定に係る作業工程を大学ごとに分業化するといったようなことで効率化という話が出ていたことはわかるのですが、ちょっと難しいことではないかという感じですので、これができるかどうかと思います。

○増田座長 先生、今の大学ごとに分業化することが効率的になるかどうかかわからない、むしろ非効率ではないかという点は、もう少し具体的に、あるいはそれに新たにかわるやり方、より効率的なやり方というのは、例えばどういうことなのか。

○水口構成員 これが効率化という言葉は抜いて、抽出から判定にかかる作業工程を分けるということが既に危なくて、鑑定をやる手段ではないので、抽出したら同じ人が型判定までいかなければだめなので、どこで何があるかわからない、人のものはできない。だから、これは分けることはできない。

試料をどちらかに分けるということだけかと思うのですが、それは遺骨か戦没者を分けるということになるのですが、一番大変なのは遺骨をやる人ですから、そういう分け方も、やっているグループとしては余りいい形ではないなという雰囲気です。だから、

ここの中における効率化という項目は、余り重きを置いてとられると難しそうだという事です。効率化は別のことで、これ以上を言い出すと細かくなってしまいますので、そこまでは。

○増田座長 竹之下構成員、先ほど御報告をいただきましたけれども、何かそれ以外で御質問なり御意見なりはございますか。

○竹之下構成員 今のところはございません。

○増田座長 それでは、以上で構成員全員から厚労省の御回答に対する新たな質問、意見が一通りそろいましたので、厚労省側、そして、外務省、防衛省からも御意見を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○皆川事業推進室長 先ほど、最初に戸部構成員からマンパワーのお話があったかと存じます。議論をしても、人材がいるのかということから、これまでここ数年ですが、派遣団ということで遺骨収集団を同じ時期に2チーム出したことはございます。それがここ数年の一般的な例かと思えます。それ以上が可能かどうか、なかなか厳しいのかと思って、通常の中ではシベリアに、例えばハバロフスクとイルクーツクで2派遣を出したことはございます。

また、スタイルは違いますけれども、南方等で、1つの派遣団なのですが、行き先が3カ所に分かれていて、3つのグループで通常の派遣団より人数が多く組織されるケースもあります。多少の程度の違いはありますけれども、現状のマンパワーの点ということでは、その程度かと思っております。

推進協会の専務理事、補足していただければと思います。

○竹之下構成員 竹之下でございます。

この協会をつくる段階で、OBの方も含めていろいろな意見が出たときに、今の遺骨収集は点でしかやっていない、年に1回同じところに行って、その地域の人々が忘れたところに翌年来る、だから、余計に情報が集まらないのだという意見がありました。それを線にしなければ情報は寄ってこないだろうという意見だったかと思えます。

人材の点、体制の点から、常時そこに人を置いておくということは経費的に相当なものになるので、無理だなと。ただ、同じところへ調査ということで、最近地域は違うのですけれども、同じ国へ6回出したり、調査6回で遺骨収集というところが結構ふえてきました。そうすると、点ではなくて点線ぐらいにはなってきたのかなという気がいたしますが、それを密度の濃い点線にするには、頻度をもうちょっとふやすということもあるかと思うのです。

ただ、同一のメンバーが行くことによって初めて成果が上がることもあるので、交代交代にほかの人が行っていたら、またゼロから始めなければいけないという難しさもあるので、それは地域あるいは行くメンバーによって、まだ検討の余地はあると思えますけれども、同じ人が行くというのは、まず難しい。常駐させることは、まず難しい。だから、点をどのくらいふやせるか、密度の濃い点線にするかという問題は、今後の勉強次第ででき

るかと思っています。

○増田座長 どうぞ。

○皆川事業推進室長 先ほどのお答えが不十分だったので、つけ加えさせていただきたいと存じます。

幾つ同じ時期に派遣団を出せるかというお尋ねのマンパワーのお話ですが、参加していただける方が、ボランティアの方がいないから派遣団を見送ったという事実もありません。ここからは私見でございますけれども、行っていただけるボランティアの方は、それぞれの構成団体の方をお願いをすれば3つのグループも組織できると思いますし、可能なのですが、それを企画、プランをつくって帰ってくるまで、実際にその事務に携わる方のマンパワーもあります。実際に参加いただける方が3団体分いたら、すなわち3団体出せるのか、それだけではない部分があるかと思っています。

○増田座長 どうぞ。

○吉田事業課長 その他、御質問いただきました事項に可能な限りお答えをしていきたいと思っています。

初めに、現地での焼骨について御指摘がございました。北も南も分けずにという御意見もありまして、私どもとしましては、もしこの会議で各構成員の方々の総意、あるいは方向性としておまとめをいただけるということであれば、可能な限り北も南も分けず焼骨をしない、未焼骨で、現地での焼骨をしないで日本に持ち帰るという方向で具体的な検討を進めていきたいとは考えております。

ただ、その上で、秀平構成員からありましたとおり、例えば御遺骨を日本にお返しするに当たって、とりこぼしがあるのではないかという心配もいただきました。輸送体制ですか、それに対するさまざまな課題につきましても、その方向で考えることを前提に置けば、しっかりとそれに対する対策も打っていくことは大変重要だと思っております、そのように進めていきたいと思っております。

また、焼骨に関する御指摘の中で、他国の方々の御遺骨を間違っても持ち帰らないようにすべきと。これは当然のことでありまして、そのためにも素人ではなく、我々厚労省職員だけではなくて専門家の目による鑑定が必要だということで、一時期、現地の専門家に頼っていた時期もございますが、ここ近年では日本からも専門家に行っていただき、双方の意見を総合して鑑定をして、少なくとも現地から日本に持ち帰る際の根拠としては、最低限の判定、日本人である可能性、蓋然性が高い御遺骨に限って持ち帰ることに努力をしていきたいと思っております。そのような体制をしっかりと組んでいきたいと思っております。

DNAのデータベース化について、門扉をあけておいてほしいということでもございました。これは決してできないということではなくて、慎重な検討が必要だという考え方でございまして、今後ともしっかり検討を進めていきたいと思っております。ただ、なお、課題は多いということをおし上げておきたいと思っております。

自衛隊の派遣についてどうか、これは後ほど防衛省さんからもコメントをいただければと思いますけれども、現在は、少なくとも遺骨収集推進法につきましては、厚労省が主体となって関係省庁と連携をするという枠組みが法律で決められてございますので、政府としては、その法律に定められた枠組みにしっかり沿って、各省の御協力をいただきながら進めていきたいと思っております。

現に自衛隊の方々におきましても、例えば現職ではございませんが、既にOBの方々によっては協会に協力いただく形で参加をいただいております、自衛隊そのものにつきましては、硫黄島への輸送支援ですとか、艦船による御遺骨の海外からの搬送などについても多大な御協力をいただいております。

また、外務省さんにおかれましても、関係国との協議ですとか、現地での御遺骨の一時的な保管などにつきましても既に御協力をいただいております、私どもとしては、今後ともそのようにしっかりと連携を図って、協力をいただいております、進めていきたいと考えております。

篠田先生に答えていただきましたが、御遺骨を未焼骨でお返しすることによって感染症対策が心配だという御指摘、補足的に申し上げますと、例えばかつて一部でも検体を未焼骨で持ち帰ることについて検疫の関係で確認したことはございますが、土をしっかり払ってくれば入国に関しては全く問題ないということでもありますので、前提としては、焼骨をしないという前提のもとで、しっかり現地で土を払ってくることを励行することが、考えられる手段かと考えてございます。

浜井先生から御指摘のありました、1975年に一度事業がとまってしまって、空白があったということですね。30年で打ち切られ、昭和32年で一度政府としての事業が。

○増田座長 それは羽毛田構成員から。

○浜井構成員 羽毛田構成員からは、昭和32年のお話が出ました。1957年ですね。その後再開して、その後、戦後30年にまた打ち切ったことがあるということでございます。

○吉田事業課長 錯誤いたしまして、大変申しわけありません。

まず、羽毛田構成員からの御指摘です。昭和32年から10年ほど空白がある理由です。これにつきましては、残念ながら私どもは検証する材料を持ち得ておりませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、結果から考えて推測をいたしますと、当時、まだ経済復興期でもありました。それから、日本に残された御遺族の処遇について大きな課題がありました。例えば遺族年金の支給、給与金の支給ですとか、その他給付金の充実などがこの間にできてきておまして、その意味では、御遺族の処遇改善を優先したのではないかと推測されますが、はっきりした検証材料は持ち得ておりませんので、御容赦いただければと思います。

その上で、浜井先生からの御指摘です。御指摘のようなこともあり、今日、遺骨収集がなお続いているという状況はそのとおりだと思っております、そういう意味では、そういう反省も含め、その上で法律ができたという認識がございます。まさにこの会議での

御議論を踏まえて、そのような教訓もしっかりと踏まえながら、今後の対策を検討していきたいと思っております。

ArcGISのアカウントのお話です。アカウントの数が少ないということについて驚嘆したという御指摘がございました。これは実は昨年から具体的な運用開始をいたしまして、実際にデータが十分そろいまして、運用開始をされたのが、ここ最近でございました。予算面で対応可能であればアカウントはそれに応じて幾らでもふやせるということでもありますので、当初は協会とも相談をしながら、まだ運用面でもはっきりしておりませんでしたけれども、今後は必要な数を確保して皆様で共有し、活かせるようにしていきたいと思っております。

神津先生から、沖縄、硫黄島の南方での位置づけはどうなっているかという趣旨の御指摘がございました。私どもが海外戦没者というときには、通常、日本国外のことを指しますが、沖縄、硫黄島につきましては、国内でありながら地上戦があったということ、戦後しばらく米国の管理下にあったということで、いわゆる海外戦没者と同じ位置づけで対応してございます。

鑑定体制のところで、専念できる体制は具体的にどのようなものかという御質問がございました。これは具体的に申し上げますと、浅村先生からも御指摘があった専念してできる体制というのは、つまりは人件費の確保、保証がなければそれができないのだという趣旨の御指摘もございましたが、私どもは予算要求を検討する上ではそのようなことを念頭に、つまり、専念できる人材をしっかり人件費を確保した上で設けていきたいと考えてございまして、可能な限りその方向に向けて努力はしてまいりたいと考えてございます。

○増田座長 秀平構成員から現在の2週間という派遣期間は短いという御意見がございましたが、それについていかがでございませうか。

どうぞ。

○皆川事業推進室長 秀平構成員から派遣期間の長さの話、2週間は短いのではないかと、さらに申し上げますと、2週間でも移動が長くて実質の作業日がなかなか確保できないというお話をいただきました。

現状を申し上げますと、最近は通常2週間という派遣をさせていただいておりますが、御指摘は全くごもっともでございませうので、一つはいかに作業期間、日数を確保するのかということで、そこに視点を置いた日程を組みたいと思ひますし、あわせて、これは参加いただけるボランティアの方々に許していただけるならばという前提ですけれども、2週間に固執せず、例えば埋葬地の規模に応じて、このチームは2週間ですけれども、大きな埋葬地に行くから3週間のチームを組むとか、そのあたりは対象を見ながら御相談をしながら進めていきたいと考えております。

○増田座長 あと、篠田先生から御提起があった問題はいかがでしょうか。

○吉田事業課長 まず、染田先生から、日本人戦没者か否かのスクリーニングについて関係国とのコンセンサスが必要ではないかという御指摘がございました。まさに御指摘のと

おりであります。例えば、フィリピンではつい最近事業を再開いたしましたけれども、事業がストップしてしまいました教訓から、科学的鑑定を前提として、その結果を踏まえて現地の協力をいただきながら日本に持ち帰るというプロセスが、既に覚書、協定に組み込まれております。

また、旧対戦国との関係では、アメリカとは既に覚書を結びましたけれども、その中でも、例えばDNA鑑定に関する技術的な交流あるいは安定同位体比分析に関しての技術的な交流についても言及がございまして、それに沿ってきちんと協力関係を維持しながら、構築しながら、進めていきたいと考えてございます。

篠田先生から、今後鑑定をどのように進めていくのか、システムづくりが必要、帰国してからのプランづくりが必要だという御指摘で、それはまさに御指摘のとおりでありまして、この会議を経て、未焼骨で御遺骨を持ち帰ることが確定をしました際には、直ちに具体的な方策、プロセスづくりに取り組んでいきたいと考えてございます。

水口先生から、分業化は難しいのではないかと御指摘がございました。これも勝手ながら事務局のアイデアとして持ち上げましたけれども、さらに先生方、専門家の御意見をいただきながら、模索をしていきたいと考えてございます。

畔上構成員から、ボランティア休暇を取得するに当たってお墨つきのようなものが得られないかという御指摘がございました。もし休暇をとるに際して、何かお役に立てるような方策があるとすれば、それは検討してまいりたいと思いますので、また御相談をさせていただきたいと思っております。

羽毛田構成員から、未焼骨で持ち帰るに際して何か制約があるのかという趣旨の御指摘があったかと思っております。これは相手国によりましては、例えば既に焼骨することを前提にさまざまな手続が組まれている場合もございまして、それは今後手続を踏んで協議をしながら、可能な限り進めていきたいと思っております。

また、インドネシアでは、最近、覚書、協定が結ばれましたけれども、これは現地の文化財保護法との競合の関係で、焼骨した御遺骨でなければ持ち出しができないという制約がついてございます。これにつきましては、現地のDNA鑑定機関など専門機関の協力を得て、現地で可能な限り鑑定をした上で持ち帰るという方法で具体的な準備を進めておりますけれども、相手国によってはそのような制約もあるということは、御承知おきいただければと思います。

○増田座長 どうぞ。

○泉援護企画課長 羽毛田構成員から、ドイツでは戦没者の御遺骨を現地で埋葬されているようなのだけれども、そのことについては宗教的な背景があるのかないのかということでございます。申しわけございませんが、私どもの手元にお答えになるよすがになるものがございませんで、現時点では回答を控えさせていただきたく思います。恐れ入ります。

○増田座長 新たな質問ですか。

○赤木構成員 座長にお願いなのですが、前回も感じたのですが、質問をためてから回答

していただく方式ですと、今のようにどなたの質問かすら混乱しているような状況ですので、一問一答とまでは言いませんけれども、せいぜい2人あるいは3人ぐらいの御意見を聞いた時点でリターンがもらえるような会議進捗にさせていただきませんか。

また、今、泉課長がおっしゃった羽毛田館長の御質問に関しては、浜井先生の御著書に詳しく網羅されております。

○増田座長 私も南方のことを調べたことがありますのですけれども、イギリスは基本的に現地で処理する、処理という言い方は大変失礼かもしれませんが、遺骨はそこで埋葬する。これを基本として、日本軍がそれを持ち帰ろうとしたときに、当初はそれを許さなかったという経緯は事実としてございます。

先ほど、硫黄島の問題、南方あるいは北方との問題で、防衛省、また、外務省、ぜひコメントをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

防衛省。

○防衛省 防衛省といたしましては、戦没者の方の御遺骨の収集、帰還につきましては、これはまさに国の責務としまして、政府一体となって取り組むべき重要な施策であるということをご認識しているところでございます。

戦没者の方の遺骨収集の推進に関する法律におきまして「厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を実施するに当たっては、その円滑かつ確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣その他の関係行政機関の長との連携協力を図るものとする」と定められておりまして、防衛省といたしましても、この法律及びこの法律に基づき策定されました基本的な計画などに従いまして、これまで可能な限りの協力を行ってきたところでございます。

先ほど、神津先生から御質問のございました硫黄島などに関しましては、硫黄島には普通の方はなかなか行けない中で、自衛隊では海上自衛隊、それから、航空自衛隊が航空基地を持ってございます。その関係で必要な人員であるとか物資などの輸送の支援をさせていただいており、また、不発弾の処理であったり、ガスの検知などをやらせていただいているところでございます。

引き続き、我々防衛省といたしましては、厚労省と密接に連携をいたしまして、戦没者の方の御遺骨の帰還にしっかりと協力してまいりたいと思っております。

以上であります。

○増田座長 外務省、お願いいたします。

○外務省 外務省といたしましても、これまでも遺骨の収集事業の推進に関しましては、厚労省様と緊密に連携の上、実施をさせていただいたところでございます。例えば北方、南方に限らず、海外ですので硫黄島は含まないのですけれども、現地の在外公館では戦後処理の担当官を指名し、収集事業の際には御協力をさせていただいているところでございます。

ただ、こちらに関しまして、第1回に赤木構成員より、在外公館によっては余り感触の

よくないところがあるという御指摘がございましたので、この点はしっかり受けとめさせていただいて、省内でも共有させていただいたところがございます。

また、在外公館のみならず、本省におきましては、直近で言えば、お話にも出ましたが、インドネシアにおける遺骨収集事業の再開に関する政府間の協議に関しましては、協定の締結に向けた先方政府との交渉を、積極的に推進、また、厚労省様への御協力をさせていただいたところがございます。

この議論の中で、御遺骨を焼骨せずに持ち帰るに当たっては、また何か先方政府との調整等が必要になるという御意見も伺いましたので、そのような必要が生じた際には、厚労省様とも緊密に連携、相談の上、御対応をさせていただけますと幸いです。

以上です。

○増田座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○浜井構成員 先ほど、羽毛田構成員からも御指摘があった点で、厚労省の側からは回答が乏しかったところがあるので一言だけ申し上げますと、ドイツあるいはイギリスに関しては、基本的には第一次世界大戦の前後に現地にも多数の戦没者を出したということで、現地に埋葬する原則がとられたということがございます。それが基本原則になりまして、アメリカなども今は全ての遺骨を回収しているイメージがありますが、例えばノルマンディーに現地の墓を持っているということもございまして、御遺骨をすべて持ち帰るのか、あるいは現地に埋葬するのかというように各国によってやり方が異なるというのは、それこそこの事業のあり方を検討する際にもかかわってくる話なのだろうと思います。

戦後におきましては、日本政府の中でもどちらにするかということは検討がなされており、結果として遺骨を持ち帰るという判断がなされています。ただ、1950年代に関しては、いわゆる象徴遺骨の収容という方針がとられることとなります。これはつまり、全ての遺骨を持ち帰るのではなくて、御遺骨の一部を持ち帰って、それでもって全ての遺骨収集が終わったと判断する方針がとられました。この経緯についてもわかっておりまして、アメリカ側の要請が非常に大きかったということがございます。

この方針にしたがって、5つの戦域に一度遺骨収集団が派遣されたことによって、昭和32年度にこの遺骨収集は概了したとみなされたわけです。もちろん中国大陸とかソ連はまだ残っていましたが、概了したということで一旦終了し、千鳥ヶ淵戦没者墓苑をつくって、それでおしまいにしたという経緯がございます。

それが再開されるきっかけとなったのは、1964年です。この年に海外渡航が自由化されたことによって、一般の遺族の方や戦友の方が現地に行ってみたら、まだたくさんの御遺骨が残っていると。そういうことで、民間の皆さんが遺骨収集を始める。そうすると、現地との間でなかなか難しい問題が出てきますので、政府がそれにまた関与をするという形で事業が再開されという経緯がございます。

これ以上話すと長くなりますが、そういった経緯も踏まえて、事業のあり方については

考えていく必要があるかと思っております。

○羽毛田座長代理 よくわかりました。ありがとうございます。

○増田座長 極めて明快に歴史的事実を詳細にお話ししていただきました。1時間聞きたいぐらいであります、時間が限られております。

それでは、ただいまから10分休憩をさせていただきたいと思えます。今、2時25分でございますから、35分に再開をさせていただきます。よろしく願いいたします。

(休 憩)

○増田座長 それでは、全員おそろいのようにありますので、再開させていただきます。

お手元の資料2及び3について、また説明をお願いいたします。

○皆川事業推進室長 それでは、お許しをいただいて、資料2について御説明を申し上げたいと思えます。

座長、その前に先ほどの御質疑でお答えが1点漏れておりましたので、そこを補足させていただきます。

○増田座長 お願いいたします。

○皆川事業推進室長 秀平構成員から、混葬埋葬地のお話がございました。仮に未焼骨で遺骨を送還するようになった場合に、現在着手していない混葬埋葬地について遺骨収集できるようになるのか、もしくは、その収集後、アジアのほかのお国の方とわかったときに戻ることができるのかというお尋ねについてお答えが漏れておまして、申しわけございません。

現在考えておりますのは、アジア系の人種の方が混在する埋葬地について、形態ではなかなか区分がしにくいということで、着手をしております。一方、この検討会議のワーキングチームでも御議論があった安定同位体比分析ですとか次世代シーケンサを使った解析、これで出身についてかなり明確に分けることができるのではないかと、今後の研究というお話がございましたので、私どもとしては、法医学鑑定のワーキンググループの御報告を伺って、その新技術の今後の発展を踏まえて、もちろん混葬地であっても可能であれば收容するというところで考えていきたいと思えます。

○増田座長 秀平構成員、それでよろしいですか。

○秀平構成員 わかりました。まだ遺児が元気で、お父さんが帰ってくる。それに価値があることで、いなくなって縁がだんだん薄くなって帰ってくるよりも、今のまだ縁の深いうちに、そういう友達のお父さんたちに帰ってきてほしいと思っております。よろしく願いいたします。

○増田座長 それでは、資料2、資料3、お願いいたします。

○皆川事業推進室長 それでは、資料2について御説明申し上げます。集中実施期間における目標設定でございます。事務局資料2をごらんいただければと思えます。第2回検討

会議と重複する部分については、簡潔に申し上げます。

1 ページ、現状として、会議の中でずっと申し上げてまいりましたけれども、推進法施行後、収容した遺骨の数は減少し、年間1,000柱以下で推移しているということがございます。遺骨収集に当たっては所在情報が何より大事で、70年たつて、寄せられる所在情報が減少していること。もちろん戦友の方々からの情報も減っておりますし、現地住民の方も既に代がわりをしておいて、当時のことを承知している方が減少しているということであろうと思っております。

したがって、課題として、できるだけ多くの遺骨を収集するために計画的に遺骨収集を実施したいのですが、そのための目標設定が課題というところでございます。

2 ページをごらんください。情報収集の取り組みの資料でございますが、海外で収集した埋葬地に関する資料を分析して、その結果を調査や遺骨収集に活用して、減少している遺骨の所在情報への対応策としたいという取り組みを行っております。

これについては、南方等の戦闘地域はもちろんでございますが、91年の協定に基づいて旧ソ連から提供された埋葬地資料もございますので、それをあわせて調査を継続しているところでございます。

3 ページをごらんください。これは南方等戦闘地域に関する海外資料調査の資料でございますが、旧交戦国が記録した各種資料、地図などから、日本人戦没者の埋葬等に関するものを抽出、分析して、遺骨情報を収集してまいりました。下のほうが実例でございます。

4 ページでございますが、それらの埋葬情報を地図に落とし込み、右下のほうに情報の可視化ということで地図に落として、遺骨情報は赤丸、青丸ということで表記したArcGISというシステムを入れてございます。

5 ページでございますが、それらの実例として、南方等戦闘地域で戦勝国側の資料を使って、30年度に東部ニューギニアの遺骨収集、オロ州のエオラクリークというところ、ニューギニアのかなりの山間部でございますけれども、豪州の資料館からの資料と日本側に残っていた戦友団体等の資料、旧軍の資料になりますけれども、それを突合して2月に遺骨収集を実施しました。

収集、収容できた御遺骨は、この2月の派遣では1柱でございましたけれども、さらに多くの塹壕跡を発見しておりますので、今後も現地の協力者の方と協力して、遺骨収集を進めていきたいという事例でございます。

6 ページでございます。公文書館等の資料調査については、一部秘密指定解除がかかっているものを除いて、平成29年度までにおおむね終えたということになっております。埋葬地点が推定できる箇所というのを下の有効情報の流れで見ていただくと、右側から2つ目でございますけれども、1,695カ所ございます。これらを活用した現地調査が求められると。

それを地域ごとの全域に区分したものが、7 ページでございます。1,695カ所の内訳ということになります。「フィリピン」から「その他」というところで地域に分けてござい

す。ここまでは前回2回目で御提示申し上げた資料です。

8ページをごらんください。では、1,695カ所を調査していくわけですが、直近の平成30年度で、海外資料調査ということではないのですけれども、戦友さんたちから得られた情報、地域の方からいただいた情報をもとに、今も現地調査は行われております。平成30年度は32回の派遣を行って、949カ所の調査を実施してまいりました。

その表が下になりますけれども、これらを実施箇所数について開きがございますので、最大と最小の地域を除いて平均をいたしますと、右下の赤枠で囲ってございます、1回当たり20カ所の調査を行っているというのが、直近の30年度の実績かと思えます。

9ページでございますが、この1,695カ所を地域ごとに現地調査を実施した場合、30年度の平均的な1派遣当たりの派遣箇所数20カ所で機械的に試算したものが、この表になります。表の一番下の赤枠をごらんください。1,695カ所を最低1回調査するのに必要な派遣回数は約80回と見込んでおります。この調査結果を令和6年度までの集中実施期間内に遺骨収集に結びつけるために、後ろから考えますと、そのためには令和2年度から5年度までの間に調査を集中的に行う必要があると考えてございます。

10ページは、南方の旧戦闘地域ではありません。抑留中死亡者に関する資料でございますけれども、91年協定に基づいてロシア側から提供があつて、今後遺骨収集の調査をする予定のものが左側中段ですね。赤枠の61埋葬地、今後調査をする必要があると考えてございます。同様に、モンゴルにおいても埋葬地1カ所について今後調査が必要と見込んでおります。

11ページをごらんください。今度は抑留中死亡者の埋葬地に関する機械的な試算でございますが、前ページにありましたように、ロシアで61カ所、モンゴルで1カ所、合わせて62埋葬地を何回で調査可能か機械的に試算したものがこの表になります。直近の30年度では埋葬地調査を6回行っておつて、1回当たりの実施箇所数が3カ所となっております。

恐縮ですが、12ページをごらんください。今後行うこととしている埋葬地全てを調査する場合、62埋葬地になりますが、最低1回調査するのに必要な回数は下の表の赤枠の約20回と見込んでおります。この調査結果を令和6年度までに遺骨収集に結びつける。そのためには、元年度から3年度までの間に調査を集中的に実施する必要があると考えてございます。

13ページをごらんください。目標設定についてでございますが、残る集中実施期間においてできるだけ多くの御遺骨を収容するために、事業を計画的に進めることが必要でございますが、そのために海外資料等で得られた埋葬地に関する情報を計画的に実施する。集中期間内における目標については以下の箱のように考えられるのではないかとということで記載させていただいております。

下の箱でございますけれども、南方等の戦闘地域については、従来より戦友さんや地域の方々から得られる情報に基づく調査、これを引き続き実施するのはもちろんで、これに加えて、これまでに海外資料調査から得られた情報に基づいて調査を要する埋葬地を、令

和2年度から5年度にかけて可能な限り調査をすることを目標にして、その調査結果を3年度から6年度までの遺骨収集として集中的に行う。

旧ソ連の抑留中死亡者については、現時点で調査をするモンゴルを含めた62埋葬地を、令和元年度、今年度から3年度にかけて可能な限り調査をして、その結果を令和6年度までに遺骨収集に集中的につなげる。

先ほどの機械的な試算でございますけれども、これまでに海外資料で得られた埋葬地の情報について、最低1回という条件で業務量をはじめてみましても、先ほど申し上げましたように、南方の戦闘地域では約80回、抑留中死亡者の埋葬地については約20回となりますけれども、これは調査の進捗に応じてさらに見直しをする必要があると思います。

なお、この目標のためには、厚生労働省と推進協会が連携して、以下の点を検討する必要がありますと考えております。

1点目として、派遣団の人材確保でございます。先般来出ているマンパワーのお話でございます。鑑定人や現地での実務を熟知した人材の確保が必要ではないか。

そのためにも、雇用の手法の検討を含め、若い世代の方々が事業に参加する環境の整備が必要ではないか。

3点目に、これは基本中の基本になろうかと思いますが、遺骨収集の参加者の安全、健康への配慮、これが必要と考えております。

さらには、指定法人である推進協会の体制、中でもマネジメントの強化、それから、厚生労働省の指導監督体制の強化、この2点が必要だと考えております。

次いで申し上げます、情報のさらなる精査、データの中に重複があるとか、調査済みの箇所があるかという精査ですとか、実際に現地調査に行くに当たっては、戦友さんや現地の協力者からいただいている情報と突合して効率的な実施をすることも当然必要かと考えております。

今申し上げましたことを御参考に、ぜひ御議論いただければと考えております。よろしくお願いたします。

○吉田事業課長 続きまして、資料3について御説明申し上げたいと思います。第1回目及び第2回のこの検討会議におきまして、各構成員の先生方からいただいた御意見などを中心に取りまとめた資料でございます。

資料の構成でございますけれども、テーマごとに現状、課題、各構成員からいただいた御意見、それを踏まえて事務局でまとめた内容を、テーマごとに記載をさせていただいております。なお、私どもとしては、この資料を中間取りまとめ案の素材としてつくらせていただいておりますので、そのようなことを前提に御議論いただければ大変ありがたいと思っております。

なお、これまでの発言の中で個別的な御意見もいただきましたけれども、それにつきましては、場合によっては省略をさせていただいておりますので、その点も御承知おきいただければと思います。

それでは、資料の説明に移らせていただきます。1ページ目をお開きいただきたいと
思います。初めに、目標設定による事業の計画的推進及び事業実施体制の見直し・強化です。
現状、課題につきましては、既に事務局資料で御説明をさせていただいておりますので、
ここでは説明を省略させていただきます。

御意見の概要について、下の段をごらんいただきたいと
思います。まず、目標について
ということですが、近年の収容数が1,000を切っている状況である。その辺を含めて、
トータル的なプランを考える必要がある。また、この会議の趣旨は、今後の6年間をどの
ようにするかである。厚労省から推進協会に情報を落として、できることをやるしかない
といった御意見。

それから、目標は短期、中期、長期で段階を踏んだ形で設定するのが現実的である。人
材確保や体制整備を集中実施期間終了後どうするのが漠然としたままだと細かい議論が
できないといった御意見がありました。

また、収集の目標設定は必要だと思う。御遺族の方々の期待を考えれば、できるだけ多
くの収集をすることと実現可能性との間でぎりぎりの作業をした上での目標があるべきと
いうことでありました。現時点でやり得る努力は最大限すべき。残る部分については、将
来にわたったものとして、次なる目標の中で処理していくべきだといった御意見などがご
ざいました。

次のページをごらんいただきまして、海外資料などで得られた埋葬地に関する資料につ
きまして、情報収集にも限界があると思う。遺族会の会員の方から情報をいただきながら、
実際に調査する際には協会と相談しながら予定を組む。生の情報はそのような積み重ねの
中で出てくるものである。これは9年間でできるものではないので、グランドプランを組
むなどといったことが必要だという趣旨の御意見がございました。

また、人材確保につきましても、情報が乏しくなっていることに加えて、非常に困難な
地域だけが残されていることから、精いっぱいやってもこの程度であると。9年間の集中
期間の3分の1が過ぎた、あとどうすると言われると、焦りと途方に暮れるような気持ち
だといった御発言もございました。

推進法ができて、自発的に自分たちの調査の計画・立案でできることが、厚労時代に比
べて大変よかったと思っている点であると。しかしながら、推進協会になってから、高齢
者とアルバイトが事務局をやっている状況であり、成果は当然落ちざるを得ないとの認識
といった御意見もありました。

御提案としては、継続的に団員を交代しながら派遣するといった派遣の方法も検討して
ほしいといった御提言もございました。

後継者の問題、ボランティア重視でいくのか、厚労省主管でいくのかといった点、これ
は先ほど冒頭の資料でも御説明したとおりでございまして、このような御意見をいただ
いたところでございます。

これまでの議論を踏まえまして、3ページに目標設定などに関する考え方、御意見を踏

まえたものとしてまとめたものでございますが、これにつきましては、先ほど皆川室長から御説明した内容と重なりますので、ここでの説明は割愛をさせていただきたいと思えます。

4 ページ目、鑑定の今後のあり方につきましてです。これも2回目の議論で、浅村先生からワーキンググループの報告として、るる御指摘、取りまとめ意見をいただきまして、それを後ろのほうにつけてございますので、資料としての説明は省略させていただきます。

主な御意見として、次のようなものをいただいております。まず、DNA鑑定の現状について、現在、戦没者遺骨のDNA鑑定に用いるSTR法については、既に確立された極めて信頼度の高い手法である。DNA鑑定においては絶対に間違いないと確信を持ったものをお返ししてきている。今後も正確に自信を持ってやってきた方針を急に変えるべきではないといった御意見。

外国、特に米国と比較した場合、米国は全ての兵士の歯などの記録を持っているという違いがある。一方で、日本では記録もない中、集団比較をしているのは自分たちだけであり、また、絶対に間違いのないというレベルでやってきていて、外国と比較しても絶対に負けない。70年前の遺骨をこれだけ調べている機関はほかにないといった専門家の御指摘もいただいております。

また、DNA鑑定の限界につきましては、DNA鑑定をすごく万能と思われるところがあるけれども、今まで戦没者遺骨の鑑定をやってきた経験から非常に限界もあると感じている。御遺族の期待との間では乖離があって、十分な説明が必要だと。その限界、難しいということについて、認識をともしさせていただきたいという御発言がございました。

DNA鑑定に関する御遺族の考え方につきましても、確信ある場合のみ返していただき、違っているかわからない場合には返していただきたくないという御遺族を代表する御意見もございました。

浅村先生からの御報告を聞いて、大変厳しい実情を知った。北方は希望があるけれども、南方のDNA鑑定は難しいということがわかったという御意見。

最後のところですが、沖縄の検体の提供の呼びかけを行ったところ、2割しか申し込みがなかった、これは予想外であったという御感想。

遺族も高齢化しており、元気なうちにDNAの保管をしてほしいという遺族もいるといった要望もいただきました。

5 ページをごらんいただきたいと思えます。DNA鑑定の実施体制の充実についてということで、今後、鑑定対象の拡大を行うというのであれば、鑑定体制の強化、DNA鑑定機器の費用やDNA鑑定を行う人材の確保が必要であるという御提言をいただきました。

鑑定に用いる検体部位につきましては、先ほど説明申し上げたとおりでありまして、側頭部の錐体部も保存状態がよい、それから、検体に適しているという御意見がございました。南方は基本的に焼骨しないで持ち帰るのがよいというのは、ワーキンググループの検討過程ではそのような御意見をいただいております。

現地における焼骨については、先ほど御議論をいただきましたので、詳しくは省略させていただきますが、遺骨の一部を検体として採取した上で現地焼骨をしているけれども、直ちにやめていただきたいということです。現地焼骨はやめるべきだという御意見がございました。

南方は、基本的に遺骨を焼骨しないで持ち帰るのがよいという、これはワーキンググループでの御意見として掲げさせていただいております。

一方、ロシアだとDNA鑑定に適した部位が複数とれるのだと。遺骨を全部日本に持って帰れるのかなという懸念がある。これは先ほど秀平構成員から御指摘のあった御意見と同一でございます。

また、現地で焼骨しない場合のコスト、保管場所などについての考え、土台が必要という御指摘とか、現地での焼骨に関しては、遺族の意見もあるので丁寧に考える必要があるというのが、これまでの御指摘でございました。

形質人類学的観点につきましては、遺骨の鑑定はそれなりに時間がかかるし、鑑定自体ができる日本の研究者はそれほど多くない。そうした人間をいかに組み込んでいくかが課題であって、鑑定のボランティア的な制度というのはもう限界だという御指摘がございました。

新技術の応用につきまして、人種などの帰属集団の分析等に役立つ技術と考えられることから、これらの研究を進める必要があるという御指摘もございました。

遺骨から得られる情報、学術的利用及び研究振興につきましては、遺族団体の理解を得た上で、戦没者遺骨から得られた情報や技術の積極的な学術的利用を認めるべきだという御意見。それから、父たちが命をかけたことが再び未来に貢献できるならば、ぜひ学術的利用を行っていただきたいという御遺族を代表するお言葉もいただいております。

最後になりますが、南方等の戦闘地域で収容された遺骨のDNA鑑定の今後の方針につきましては、ワーキンググループでの議論の結果として浅村先生に御報告いただいた方向でよいのではないかと御発言があったかと思っております。

また、集中実施期間は残り6年である。議論の中でこれはできるのではないかとこの点も幾つもある。具体的には、父系・母系の両方からDNAを提出してもらう点はできそうであるという御感想をいただいております。6ページ以降に、これらの御意見を踏まえたものとしてまとめをつけてございます。

まず、DNA鑑定の実施体制につきましては、先ほどの資料でも申し上げましたとおりでありますので、ここは割愛をさせていただきますが、加えて、DPAAとの技術的な協力を推進することも重要ではないかということがあったかと思っております。

鑑定に用いる検体の採取部位につきましては、再三申し上げたとおり、側頭骨の錐体部も持ち帰ることとしてはどうかということで、結果としては、全ての御遺骨を焼骨せずに持ち帰ることになるのではないかとこのことになろうかと思っております。

現地における焼骨につきましては、先ほど来、申し上げているとおりでございますが、

遺族等関係者の合意が得られることを前提として、原則として現地で焼骨せず、日本でDNA抽出の後に焼骨することについてどう考えるかという問題提起としてございますが、先ほど申し上げたとおり、ここでの御議論がもし総意として御同意いただけるのであれば、その方向で具体的な検討を進めていきたいと考えてございます。

なお、焼骨せずに持ち帰る場合には、移送手段、送還した後の伝達、あるいは千鳥ヶ淵戦没者墓苑の納骨までの保管場所、それに伴う保管コストなどについて、厚労省において検討すべきではないかということかと思えます。

さらに、現地焼骨をしない場合につきましては、仮に今後焼骨せずに持ち帰る場合であっても、現地において今後も追悼式を挙げるなど、戦没者の慰霊を遺漏なく丁寧に実施すべきではないかと考えてございます。

形質人類学的鑑定につきましては、戦没者の遺骨の形質人類学的鑑定に習熟した人材を育成する必要があるということかと思えます。

新技術の応用につきましても、可能な限り、厚労省として支援を行っていくべきではないかと考えているところでございます。

7ページをごらんいただきたいと思えます。学術的利用及び研究振興につきましては、先ほど来、これも繰り返しになりますけれども、遺族の理解をいただいて、研究・学術目的での情報や技術の積極的な利用が認められると、今後の人材確保の観点からもよいのではないかと。戦没者の尊厳や遺族のプライバシーに配慮した上で認めるべきではないかということになるかと思えます。

さらに、南方等の戦闘地域で収容された遺骨のDNA鑑定の今後の方針につきましては、浅村座長からも御報告いただいた内容と重なりますけれども、改めて読み上げさせていただきますと、南方等戦闘地域の遺骨については、記名のある遺留品などがないケースにおいてDNA鑑定を実施した場合、遺骨の保存状況が悪い、それから、戦没者の母集団が大きいこと、全員が申請するわけではないため、いまだ申請していない人の中に確からしい人がいる可能性があること、今後新たに遺骨が収容される可能性があることから、身元特定は非常に難しいことが見込まれるという御指摘があったところと思えます。

それを踏まえた上で、そうした中でも、今後、南方等の戦闘地域の戦没者遺骨についてDNA鑑定を実施する場合は、推定される戦没者が一定数以下など、母集団が絞り込める地域から取り組む。あるいは、推定される戦没者数に対し、その収容地で収容された遺骨（検体）の数の割合が多い地域から取り組み、遺族へ呼びかけを行っていく。戦没者に遺伝的に近い遺族、具体的には父親から男子に遺伝するY染色体DNAや母親から子に遺伝するミトコンドリアDNAを共有する関係にある者の両方からDNAを提出いただいたほうが身元判明の可能性が高まるとの説明を、より丁寧に説明すべきではないかということが考えられるのではないかとまとめてございます。その場合の鑑定体制の充実は、申し上げるまでもなく不可欠であるということでもあります。

さらには、厚労省において、なるべく多くの御遺族に申請してもらえるよう、また、DNA

鑑定について正しく理解してもらえるよう、積極的な広報に努めるべきではないかということにまとめることができるのではないかということで、このような資料をつけさせていただきます。

12ページをお開きください。関係機関、それから、諸外国との連携につきましてです。これも現状、課題のところは割愛をさせていただきます。御意見の概要としまして、関係機関との連携、遺族会の団体は遺児を中心としており、かなり高齢になっている実態がある。今後さらに遺骨の収集を促進するという事になれば、今まで以上に僻地、厳しいところの収集に向かわないと結果が出ない。そうした中で、専門的な知識あるいは訓練を受けた者であり、総合的に力のある自衛隊に協力いただきたいという御指摘がございました。

外地において遺骨収集を担当する専門官が少しずつ配置されているけれども、国の責務として、窓口になる大使館や領事館に専門官を配置し、いつでも対応できるよう積極的に取り組んでほしいという御意見もございました。

諸外国との連携につきましては、フィリピンとの間では昨年覚書が締結され、収集が可能になったけれども、まだ効率的な活動には至っていないという御指摘の上で、具体的に効率的に実施してほしい。インドネシアについても同様の御意見でございました。

日本の鑑定が最先端であるとのことだけれども、米国が最先端というイメージがあるが、米国の鑑定機関との連携も進めていくべきなのか、外国との協力はあり得るのかという問題提起もございました。

こういったことを踏まえまして、下の段になりますけれども、集中実施期間における遺骨収集事業をより一層強力で推進するため、関係省庁との連携協力体制について、今後とも堅持していくことが重要ではないか。

今後、護衛艦等による遺骨の送還や硫黄島における遺骨収容作業について、厚労省と防衛省は密接に連携すべきではないか。

遺骨収集事業の実施は、収容地となる相手国の協力が不可欠であり、相手国との信頼関係の構築等について、厚労省と外務省が緊密に連携すべきではないか。また、今後遺骨収集団等と在外公館等の職員が緊密に連携する体制の維持に取り組むべきではないかといった御指摘がございました。

最後に、13ページをお開きいただきたいと思います。これらを踏まえまして、まとめといたしまして、以下に掲げさせていただいてございます。

戦後70年以上が経過し、遺族が高齢化する中で、今なお御帰還いただけていない多くの戦没者に一日でも早く御帰還いただくため、まずは残された集中期間において、厚労省を初め、外務省、防衛省といった関係機関及び推進協会が一丸となり、本取りまとめの内容に基づき、必要な財政上の措置を講じた上で、事業を着実に推進すべきではないか。

最後に、事業の推進をするためには、国民の理解が不可欠であることから、今後とも本取りまとめの内容を広報等を通じ、厚労省は遺骨収集事業に対する国民の理解が一層深まるよう努めるべきではないかといったことがまとめとして挙げられるべきではないかと考

えて、資料をつけさせていただきました。

以上でございます。

○増田座長 ありがとうございます。

先回、議論がかなり活発化いたしました、交通整理をお願いしますと申し上げたのですが、これは本当に大変だったと思いますが、かなりうまくまとめてくださったように私は感じられました。

さて、それでは、資料2、資料3に関しまして、また構成員の方々から御意見、御質問をお出しいただきたいと思います。

戸部先生、どうぞ。

○戸部構成員 休憩前の浜井先生のお話で、戦後、日本人の海外渡航が自由になって、さらに経済的な余裕ができて、戦友会がそれぞれ現地に慰問に行つて、戦友たちの白骨が累々としている状況を見て衝撃を受けたということはよく知られておりますし、それに応じて民間あるいは公的な機関による遺骨収集がその後行われたということも承知しております。その後、白骨が累々としている状況はなくなって、遺骨収集をさらに進展させるために、推進させるために、遺骨がどこにあるかを確認するためには、その情報が非常に必要であるということ、これもよく承知しているところではあります。

過去3年間といったらいいのでしょうか。関係各国の公文書館等でいろいろ資料を集められた。そして、それに基づいて現地調査をこれから行うという手続はよくわかるのですが、ただ、これを聞いていると、調査、調査ばかりで、収集を後の3年間でやると言われても、なかなか国民の理解を得ることは難しいのではないのでしょうか。したがって、調査をやることも大事でしょうけれども、収集も何とかこれまで以上の形で進めていただくような措置をとるべきだと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○増田座長 私、議長役なのであえて質問は控えていたのですがけれども、先回、本当は質問すべきだったと今は思っております。立ち入った質問ですがけれども、今、戸部先生が御指摘をされた調査についてのことを一步踏み込んでお伺いしたいのですが、例えば資料2の6ページに、南方戦闘地域に関する情報という資料調査の結果数、アメリカ、オーストラリア、イギリス、ニュージーランド、この4カ国の平成21年度から29年度における閲覧ファイル数、取得資料枚数がずらずらと出ているのですけれども、果たしてこれはどういう形で収集したのか。ペンタゴン、国防総省のものなのか、それ以外のものなのか。

そして、私自身もかつて随分現地の研究所、ナショナルアーカイブスなどに行っているのですがけれども、これはファイルを見つけるのがなかなか難しいのです。だから、現地のスペシャリストに協力してもらわないと、まして、限られた時間の中において的確などんぴしゃりの資料を見つけるというのは、はっきり言って神わざに近いのです。

そういうことで、ファイルがいっぱい書いてあるのだけれども、これはどういうプロセスでこれだけを獲得して、入手して、それが果たしてもう一度精査して、本当に使える資料になっているのか、なっていないのか。そのあたり、今まで一言もコメントがなかった

ように思うのです。今の戸部先生の御質問にも多少絡むので、それもあわせてお答えいただければと思っております。

今すぐ大丈夫ですか。お願いします。

○吉田事業課長 ただいま戸部先生、それから、増田先生から御指摘のあったことについて、簡単に御説明申し上げたいと思います。

初めに、海外資料がどのように具体的に情報収集されているのかという点につきましてです。資料2の3ページをごらんいただきたいと思いますが、一例を掲げてございます。これはアメリカもしくは豪州などの公文書館などに所蔵されている資料の一例でございます。具体的には、多くのファイルの中からこのような資料を見つけ出して写真に撮り、それを日本に持ち帰って、さらに一覧表に落とし込むという作業工程を踏んでまいりました。

御指摘のとおり、この資料に当たるというのは大変難しい作業でございまして、これは現地のアーカイブスなどの分析を専門とする方にアドバイスをいただいて、例えば、多くの場合は電子化されていてキーで検索ができますので、重要な情報にたどり着くような短いセンテンスを入力いたしまして、それに応じて検索として上がってきたものを全て目で確認をしながら、該当する情報をピックアップする方法で取り組んでまいりました。それが当たった枚数が、掲示されている資料の枚数ということになります。

その中から具体的に例えば日本兵に関する殺害をした。それは単に殺害をしたということではなくて、具体的にどの場所で殺害をされたということとをさらに絞り込んで、具体的な位置情報を示す資料を集めたものが、先ほど1,695と御説明した内容です。ただし、当時のことですので、緯度、経度が示されているケースはまことに少なく、当時の米軍なり豪州軍がつくった戦闘上の作戦地図に、グリッドといたしまして、大体メートルでいいますと200メートル四方のグリッド、囲いの中にあるであろうという記録だけが残されております。その資料に基づいて現地調査をするにいたしましても、実のところ、200平米のどこかに必ずあるはずだという点等で現地に行って確認する必要があるかと思っております。

なので、せんだって竹之下専務からも御指摘があったとおり、場合によっては重機を入れて筋掘りをして、埋葬場所を具体的に当て込む。それから、現地の方々にヒアリングをして、広い中で具体的にどこに埋葬されているのか聞き取りをする。それから、地形などから類推をして、この場所であれば埋葬されている可能性は高いのではないかということで、その場所を試掘してみるということで、その情報から得られたものを中心に、具体的な御遺骨の埋葬場所を探り当てるということを検討しているところでございます。

戸部先生からの御指摘でも、調査、調査といっても、遺骨収集が大事だという御指摘でございました。まさにそのとおりでございますが、申し上げたとおり、並行して戦友の方々、それから、現地の関係者からもたらされている情報につきましては、今日も推進協会を中心に現地調査を行っていただいております。今後、それに加えて、海外資料でもたらされた情報も加えて現地調査に当たっていきますが、いかんせん御遺骨がどこにあるか、

どの場所に具体的に埋葬されているかを探り当てるのが先決でありますので、そこをまず中心にやらせていただきたいと思っております。

なお、例えば令和2年度から現地調査をいたしまして、可能なものは当該年度に遺骨収集に移行することが可能かと思えますし、遺骨が発見された、場所が特定された状況によっては、例えば重機の導入ですとか、人の手当てですとか、そういった計画が必要な場合もありますので、その場合は翌年度にさらに具体化した計画をもって遺骨収集に当たることも考えなくてはいけないかと思っております。今日においては、そのようなことを考えてございます。

○増田座長 ありがとうございます。

戸部先生、よろしいですか。

○戸部構成員 事情はよくわかりましたが、できたら調査と同時に遺骨収集も進めていただくような措置をとっていただきたいと思えます。

○増田座長 竹之下構成員、どうぞ。

○竹之下構成員 遺骨収集推進協会から申し上げますと、確かに厚労省の説明では、この6年のうち全般が調査、最後に遺骨収集みたいなニュアンスに大分聞こえたと思うのですが、私どもとしては、設立以来、年度の前半の3分の2あるいは4分の3を調査で、最後のほうに遺骨収集という1年トータルで完結するみたいなやり方を採用しています。そうしないと実際に行った人が、私が探した遺骨をそのままいつまで放っておくのかみたいになりますので、大体年度末には遺骨収集団と。

それから、ロシアの場合は抑留中死亡者の場合は夏しか仕事ができないのですが、これは厚労省のほうで、ロシア側からの提供資料での調査の後、そこには協会から1人ぐらいはくつついていくのですが、収集に当たっては全部協会が中心になって夏の間に収集しますので、6年の間、前半調査、後半収集ではなくて、1年で大体前半のほうに調査をやって最後のほうに収集をやるという形で、私どもは事業計画をつくっています。

○増田座長 ほかに御意見はございますか。

畔上構成員、どうぞ。

○畔上構成員 確認でございますけれども、調査の数が1,695、これをお示しいただきましたけれども、これが全てではなくて、現在のものにプラスこれだけの数ということですね。

そうすると、1回を前提でこれだけの数になってはいますが、その人員のアテンドのほうは具体的に何かお考えものがあれば聞かせてもらいたいと思えます。大変厳しい問題で、先ほども私は自衛隊のお話をしていますけれども、本当に協力をいただけるのか。実際には硫黄島のほうではずっと協力をしてもらっていますけれども、これだけ6年間でやるとなると、それなりのアテンドはかなりの負担になってくるのかなと思えますので、その辺のお考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○増田座長 吉田課長、よろしいですか。

○吉田事業課長 具体的にどうするかという点につきましては、せんだって、竹之下専務

も非常に悲観的な言葉を述べられましたけれども、今、具体的にこうすれば必ず人が集まるという算段を必ずしも持っているわけではございません。ただ、可能な限り手を打つということに尽きるかと思えますけれども、その上で環境整備ですとか、処遇の面ですとか、予算面で担保できる場所は厚労省としてはできる限りの措置を講じていきたいと思えます。そんな意味で推進協会とも協力して、協力いただける人員の確保などについて具体的な手だてを打っていきたいと考えてございます。

○増田座長 畔上構成員。

○畔上構成員 それはよろしく願いして、また相談させていただきたいと思えます。

もう一点、先ほど神津構成員からお話がありましたけれども、硫黄島の具体的な収集等々が載っていない。これは実際に沖縄もそうです。硫黄島、今年度で見た場合、調査だけで約20回、そして、収集が4回。これはここ何年かずっとその数で来ているかと思えます。遺族会としても、それぞれ毎回掘削に立ち会い、収集団も出しております。そうしますと、それだけでも相当の数になるということでもあります。

そういう中にありまして、これは引き続き進めていっていただくようになろうかと思えますけれども、掘削の立ち会い、これは何回か厚労省をお願いしておりますけれども、なかなか結果が出ていない実態があります。これはおよそ年間23億の予算の中で、硫黄島だけでおよそ13億の予算が割かれている。これは費用対効果の話だけで処理できる問題ではないですけれども、昨年が42柱、その前が17柱、17柱という数しか御帰還いただけていない。そのために、壕という壕はほぼチェックをし終わったのかなという観点もあります。

そういう中において、いわゆる滑走路近くです。今、この辺の掘削を中心にやっておりますけれども、なかなかレーダーには感知されるものがないし、誤作動とは言いませんけれども、なかなかそのものには当たらない。先般、うちの団員も帰ってきましたが、今回ボーリングをやりましたと。今までは1メートル50ぐらいしか掘削をしていないけれども、今回ボーリングをやって5メートルぐらい掘ったら、新しい壕が見つかったという話も聞きました。そんな話を聞いておりますので、ぜひ掘削の立ち会いもそれなりの結果が出るような方策を考えていただきたいというのが一点。

これはこの6年に限らずの問題ですけれども、私たちが遺族会の先輩からお話を聞きますと、おおよそ2万1000名が亡くなって、今1万ちょっと、半分ぐらい御帰還いただけておりますけれども、滑走路の下が残っているのだろうと言われております。中には、その下に本当に壕があるのかなのかという意見もありますし、こちらについても壕の調査をお願いしたという経緯もありますけれども、なかなか報告いただけていない現状である。そういう中であって、本当に壕があるのかなのか、硫黄島で言いますと、壕が総延長18キロと言われておりますから、できる分は全て大体やり尽くした、あとは滑走路の下になるのかなかと思えます。そのかわり、滑走路の下をもしやるとなれば、莫大な費用がかかると思えます。それは今回の6年とは別に、この先の問題として、滑走路の下はどうするのかということも検討の一部に加えていただきたい。こんなふうに思えます。

以上です。

○増田座長 吉田課長、お願いします。

○吉田事業課長 硫黄島につきましては、現在、私どもが立てている計画とは別に、関係省庁会議、これは防衛省さん、外務省さんなどが加わっております、そこでの検討を踏まえて、現在のところ、平成26年度以降の取り組み方針に基づいて事業を進めてございます。これまでは、滑走路を除きましては、面的な調査を全部実施いたしまして、踏査や筋掘りなどをして、可能な限り壕の発見や集団埋葬地の特定までに至っておりますけれども、その後、なかなか成果が上がってきていないというのは御指摘があったとおりです。

目下、注目をされておりますのは、未着手でありました現在運用されている滑走路の下に御遺骨が数多く残されているのではないかと御指摘を踏まえて、その調査を行っております。これまでは比較的浅いところ、10メートルぐらいのところまでに御遺骨が残されているのではないかと推定のもとに、レーダー探査やボーリング、それに応じた掘削調査などを行ってきましたけれども、残念ながらこれまで新たに発見された壕から4柱収容された結果にとどまっております。

今、注目をして作業を進めておりますのは、15メートルよりさらに深いところ、これは発見された4柱が16メートル程度の深さにあったということから類推しますと、さらに深いところに壕があって、そこに残されているのではないかと推定されます。しかし、滑走路を運用中でございますので、その中でもできる調査としまして、深度を深めた性能のレーダー探査、それから、深さ20メートルまでのボーリングをメッシュ上に行っていく作業を今年度から開始したところでございます。これに応じて、もし壕などが発見されれば、その収容作業に当たっていくということで作業を進めております。

今日までのところ、なかなか成果に結びつかずに、御遺族の方々あるいは関係者の方々に大変御心配をおかけしておりますけれども、このような作業をする中で、何とか発見に努めていきたいと考えてございます。

○増田座長 防衛省のほうから、何か御意見はございますか。

○防衛省 引き続き、厚生労働省からの依頼に基づきまして、積極的に協力をさせていただくつもりでございます。

○増田座長 畔上構成員、それでよろしいですか。

○畔上構成員 前向きに取り組んでいただければ。

○増田座長 神津構成員、どうぞ。

○神津構成員 今、集中実施期間ということで、集中実施期間は何をしたらいいのかをいろいろ考えていました。集中期間は令和6年までということなのですが、先ほど戸部構成員がおっしゃったように、これからますます遺骨収集は難しくなる。でも、それは別に遺骨だけではなくて、いろいろな意味で様々な分野で、時間がたてばわかることは非常に難しくなるということと、科学技術が進歩することによってわからなかったことがわかるということも含めて、プラスとマイナスが一緒に出てくる時代だと思っております。

この集中実施期間にやることの意味合いは、今後につながる制度とか、方法とか、意味合いをどれだけ構築できるかということも大きな、もちろん収容する柱数を上げることは当然のことですけれども、それと同時にこの集中実施期間の間にやるべきことは、私は今後のやり方の土台をつくることだと感じています。

何かブレークスルーが必要で、ブレークスルーがないと制度は新しくできないので、そういう意味では、例えば次世代シーケンサとか、安定同位体比とか、いろいろ勉強させていただきましたけれども、そういう新技術の構築であるとか、父系・母系のDNAをとった鑑定の効率化。それから、遺骨収集の形の変化、これはまだ決まっていないですけれども、焼骨なのか、持ち帰りなのかということも含めて、制度や方法をこの集中実施期間にぐっと凝縮してもらいたいという気がしています。もちろん収集することは当然なのですけれども、今後のことを考えたときに、今すべきことをつくりなればいけないのではないかと感じております。

その中で一つ思うのは、私は今後につながる制度とか、方法とか、意味合いと申し上げたのですけれども、この意味合いというところで、そこに多少は門外漢の私がかかわれるかなと思うのは、DNA鑑定が世界の中でも日本は優秀であるという科学的優位性であるとか、100年前の日本人、私たちですけれども、一体どんな人間だったのかなというのを骨からわかるということとか、そういうもの。つまり、遺骨収集というのは単なる後ろ向きなことだけではなくて、我々そのものごとをわかることなのであるというような、広報という言葉が滑るのですけれども、前向きな形を一般的に広めていかないと、科学的にもすごいことなのです、100年前の自分たちを知るといえるのはすごくおもしろいロマンですよということまで持っていけるように、集中実施期間を捉えていきたいと感じました。

○増田座長 非常に積極的かつクリエイティブな御意見がありましたけれども、いかがでございませうか。これは一つの意見として尊重していきたいということによろしいでしょうか。

それから、浅村先生に先回、それまでのワーキンググループの結果をおまとめいただき、私だけではなく出席している者にとって目からうろこという言葉が出ましたけれども、本当に現体制がどういうものかということ、改めて認識をさせられた気がいたします。今回、相当厚労省がそちらの御報告に基づく改革案といいましょうか。そういうものを含めて提示されているように思いますけれども、浅村先生、篠田先生、染田先生、あるいは水口先生から、これらの報告に対する御意見なり、御質問なり等々がございましたら伺いしたいと思うのですが、いかがでございませうか。

篠田先生、いかがでございませうか。

○篠田構成員 私は個人的には法医鑑定をやっていないので、意見を言っているのかどうかというのはあるのですが、まず集中期間における鑑定のお話から実情をお話しさせていただくと、現在、形質人類学者と一緒に現地に行ってスクリーニングをするわけですね。現在は厚労省で直接雇われる方が3人いらっしゃると思います。そのほかに人類学者とし

てボランティアが行けないときにどこかに行くというシステムをとっています。

これは私見なのですが、日本中でこの仕事ができる人類学者は、恐らく全員集めても30人から40人ぐらいです。今、ボランティアで来ているということで、候補に挙がっている人が恐らく5人から10人ぐらいだと思います。残念ながら、みんな実際の職業を持っていて、2週間、3週間あけることが難しい。特に冬の期間は大学の場合は入試などの業務がありまして、基本的には出られないということで、なかなか人材をきちんとそろえることができないのではないかと考えています。

それでは、きちんと厚労省に雇用していただいて、行けるかという話になりますと、厚労省は恐らくその意思がおりないのだと思うのですが、逆になかなかこちらのほうで人材が提供できない現実もごさいます。というのは、数年間で終わる仕事についてしまうとアカデミアに戻れない不安があって、若い人になかなか勧めることができないということがありますので、現実的なプランをどうやって人類学者に対して示すことができるかということが、恐らく一番重要なのだらうと思います。

それから、神津先生からのお話に関連しますが、私自身も前にお話ししましたが、次世代シーケンサを使うというのは、ここ5～6年でようやくできるようになった技術で、これができるから相当いろいろなことがわかってくるのです。ですから、夢というのは変な言い方ですが、従来法にはとらわれない新たな方法をちゃんと前に進めています、ということを行うことができれば、それはそれで重要なのかなと思います。

最後に、これは私自身が言うことではないかもしれませんが、DNAの残りという意味では、先ほどより南方はよくないという話をしているのですが、実は海中にある人骨は残っているのです。ですから、例えば船舶などから回収された人骨は、相当状態の良いDNAがとれるはずで、船の場合は恐らく誰が乗っていたというのわかりますので、実際は厚労省でもやられているとは思いますが、沈没船から御遺骨を回収することを少し積極的に考えられたほうがいいのではないかと考えています。

以上です。

○増田座長 染田先生、いかがでございますか。

○染田構成員 篠田先生がおっしゃった部分と大分重なる部分があるのですが、今、私がやっている同位体比分析による戦没者のスクリーニングというのは、まさに先ほど神津構成員がおっしゃったように、100年前の日本人がどういう姿だったかをプロファイルする研究につながるわけで、それを今後学術的に発表していければ、戦没者の鑑定の事業、研究が、将来の学術の発展に寄与できるのではないかと、前向きに考えていきたいと思いました。

以上です。

○増田座長 浅村先生、いかがでございますか。

○浅村構成員 前回、DNAということでお話をさせていただいたのですが、参考までにということでお話をさせていただくと、できるかできないかは別として、DNA鑑定には人

と機械と技術が必要なのですけれども、今、それを持っている大学の12機関がやっているということなのですが、実はその3つがそろっているのはこの機関だけではなくて、もっと身近にあって、それが警察機関です。

警察は全都道府県に存在して、さきの大震災で数千人以上の方のDNA鑑定が必要になったときにどこがやったかという、短期間のうちに全都道府県の警察が全てやって、相当数の数を短期間でDNA鑑定することができたという現実があります。この事業も防衛省の方かといろいろな連携をといるお話があったので、今まで警察というお話が出てこなかったので、あえて私も何もしていないですし、どこまでの技術を持っているかというのも不透明なところがあるのですけれども、DNA鑑定の最新の機械を警察は入れていますので、そういう点では今後数が相当数になっていくということがあるならば、公的な機関ですので、一考していただければと。

ただ、私どもと一緒に言えることは、警察自体もDNA鑑定は相当数やっていて、それ以上にこういう仕事に手が回るかという、厳しい現実はもしかしたらあるのかもしれないですけれども、数としては全国にありますので、もしかしたら協力を少しでもしてもらえると、かなり違うのかなと思います。

○増田座長 続けて、水口先生から、また御意見ををお願いします。

○水口構成員 先に、例えば資料3のようなものが出てきて、これはこの会のまとめとして表に出るものなののでしょうか。どこが出るものなのかが気になる。

一つは、皆さんにわかってもらえるということだと、この中の文章を見ると気をつけないと勘違いするところがあったり、そういうことはどこで修正すべきなのだという事務的なことが頭に浮かんで、それはどうなのでしょう。そこを言う必要があるのか。

○増田座長 泉課長、お願いします。

○泉援護企画課長 最終的な取りまとめなのですけれども、この場で大体の方向性がまとまったということであれば、座長の御指示をいただいて、次回の中間取りまとめの案という形で提出させていただければと思っています。

今の時点では、資料3のうちの現状及び課題のところと第1回及び第2回検討会議における御意見を踏まえたまとめのところ、この検討会議としての中間取りまとめの内容になるのではないかと考えております。そういった前提のもとで、第1回及び第2回の議論における御意見を踏まえたまとめのところを中心にごらんいただき、これが例えば語尾が何々することも重要ではないかというところが、報告案として皆様御一致しているのであれば、何々することも重要であるといった形に変わって、中間まとめになっていくとお考えいただければと思います。もちろん、これ以外にもいろいろな御示唆、御指摘があろうかと思えます。

各構成員の先生方の御意見を整理いたしました青い四角のところについては、これはこの資料の上に記録として残す形にさせていただいて、中間取りまとめのものにはなっていないということで考えさせていただいてはどうかと思っております。

○水口構成員 今のお話はわかりました。私が細かいところを気にしていたのは、要するに、白いところだけを気にして、多少表現の違ったところは表に出ることはないということです。勘違いされるのだったら直さなければいけないだろうと思ったということで、そこはしゃべらなくても、個人的にしゃべれば良いということでしょうか。

○泉援護企画課長 改めて中間取りまとめの段階で案という形でお示しをいたしますので、その時点でしっかりチェックをいただき、誤解があるような表現があればぜひ直していただければと思っております。

ただ、きょうの資料自体は、ごらんのように公開の場でございますので、資料自体は当然傍聴の皆様にもお持ち帰りいただきますし、厚労省のホームページにもアップされます。その上で、なお、ここは事実関係と違うということであれば、それはその旨、注釈をつけておかないと誤解が生じるかもしれませんので、後ほど御指摘をいただければ、ホームページに載せるときに処理いたします。今、もしおっしゃっていただけるのであれば、この場でも。

○水口構成員 では、急いで細かいところだけ。私たちがやっている鑑定のレベルを表現しているところがあって、4ページですが、意見の概要という真ん中のところに、DNAの現状についてというブルーの1番のところ。その最後のところに、私たちが今までやってきている鑑定について、私の表現が急いでいたからわかりにくかったかもしれないのですけれども、例えば最後に「外国と比較しても絶対負けない」という文章だけ書かれると意味がわからない。

ほかのところでも鑑定をやってしまうと、私たちのやっているやり方が全ていいと言っているように見えてしまうのですが、私が言っていたのは、まず言葉だけ簡単に裏をのぞいても、負けるという表現でするのでしたら、外国と比較しても判定のレベルが負けていないと。それはこれまでの事例を含めた扱いの中で、どれが合っているか。例えば幾つもやっている中の正しいか正しくないかという経験値も含めて言っているのです。もし書けるのでしたら、そこだけを外国と比較しても、これまでの事例を含めた判定のレベルは必ず一般以上にいるという理解をしていただければ。要するに、どこでもできる方法ではあるかもしれないけれども、必ず追加して、それで新しいものをつくったりしてやっていますという意味です。それで私たち日本の鑑定は、ちゃんと最新まで行っているという意味です。

それに関連すると、12ページのブルーのところ、これは御意見となっているのですが、一番下のところで、例えば「日本の鑑定が最先端」という言葉をもし使うと、それと混同してこられると思うのですけれども、私たちが最先端と言うと新しい技術、例えば今でしたら次世代シーケンサを使ったようなものを指すと思うので、そういうことを言っているわけではないということです。

もう一度戻りますと、今回、染田先生が安定同位体の話、篠田先生が次世代シーケンサのお話をしてくださっているのですけれども、これはあくまでもやるとするならば、研究レベルの話でなければ、例えば染田先生だったら外国のデータをもらわなければいけな

いので、研究でやるのでなければできない状況だと。だから、そういうことの前提の上だということがわからずにやれるやれないという話をすると、まず、その前提があるのだけれども、それははっきり言うておかないとは思いましたので、次世代シーケンサもわかりだろうと私は思っています。それができた上でないと無理だろうと。

まとめに入りますが、6ページの白いところの上から2つ目の黒で、米国国防総省、DPAAとの技術的な協力とか、外国との技術的な協力というすごく漠然とした言葉で何度か出てくるのですけれども、技術的な協力は何なのだと。これは普通外国とでしたら研究しかないの、私のところでも別にオーストラリアとか、そういう話は、もうやっているところが来て、断っているのですけれども、でも、まだやっていますが、言われてきていますが、これは研究しかないの、厚労省の方が、協力というのは研究というつもりで書かれているのかということが気になりました。

○泉援護企画課長 最後の技術的な協力の内容でございますけれども、確かに共同研究みたいなものもあり得るかと思いますが、ここではそこまでの内容までは考えておりませんので、いろいろなことに関する研究者間の情報交換的なことも含めて技術的な協力と書かせていただいたところでございます。もしそれが研究を想起させるということであるのであれば、文言については後ほどお知恵をいただいて、修正をさせていただければと思っております。

先ほど、御発言の内容の中で、青いところではあるけれども、若干ミスリードするような内容があるということで、例えば外国と比較してもレベルは負けないという表現については、少しニュアンスを正確にしたほうがよいのではないかと御指摘をいただきました。そこはニュアンスが当初御意図されていた内容と少し違うのであれば、この場の資料としてはこのままであえて回収するようなことではございませんが、ホームページに載せる際には、少し修正して誤解のないような形で直させていただくような措置をとりたいと思います。この会議の後でお知恵をいただければと思います。

○増田座長 文言上の御注意をお願いしたいと思います。

では、最後に座長代理の羽毛田構成員から御意見を申し上げます。

○羽毛田座長代理 専門的なことは余りわかりませんが、そろそろ意見の取りまとめ段階になってくるのだらうと思うのです。今、懸念しますのは、このままいきますと、例えば集中実施期間の目標設定についてとなっているけれども、結局書いてあることは、遺骨収集に当たってこういうことを一生懸命やらなければいけませんねという程度の感じになってしまうおそれがあるような気がするのです。

したがって、集中期間にはこれをやるということ、それから、その先にこれをやるということ。その先のこれというのはなかなかあれでしょうけれども、集中期間に、例えば今ですと、現にあるいろいろな情報をいかに収集、最終的には遺族の方にお引き渡しできるような状態に効率的に実効を上げるように持っていくかというのが、この集中期間における主力目標だということであるとすれば、そういう目標なのですよと。それから、その目

標に向かって実はこういうところにネックがある、こういうところをもっとあれしなればならないということがもうちょっと色濃く、もちろんあれもこれも大事なのだと思うのですけれども、例えば人材が要るということでしたら、きょうの議論でももう少し調査期間あるいは収集期間を長くしてほしいとか、人が得られるか得られないかというところについても、実際にボランティアは得られるのですというお答えもあったけれども、どこにネックがあって、これからどうしていくのだということが、もうちょっと色濃くわかるような形にまとめをしていく必要があるのではなかろうかと。黒丸で書いてあるようなことのもう一つ先までを方向性というか、考えていくようなことをしなければいけないのではなかろうかという気がいたします。

それは鑑定についても、きょうの御議論もありましたように、専念ができるような体制を進めると書いてあるけれども、それはそのまま自然体ではなかなかそうはまいませんという御意見もありましたので、こういうところに注力をするということが、その一つ先のこととして例示でも出るというまとめにしておかないといかぬのではなかろうかということで、きょうのというよりは、そろそろまとめに当たってのこととして言えば、そんな感じを持っています。

そのこととの関係で、先ほどの集中期間中の目標設定に戻りますと、これは最初のことにも申し上げたことですが、決してそれで終わらないということで、その先にまだ課題が残ることはきちんと整理しておいてほしい。それに向かって、先ほど土台の話もありましたけれども、この期間からどういうことに努力をしていかなければならないかということを含めてになると思いますけれども、そこら辺をきちんと角の立った、曖昧模糊としたものではないように、これはここの検討会がすることではありますけれども、整理をいただくときには、そんな観点で気をつけて整理をしていただけるといいのではなかろうかと思いましたので、単なる整理の話ですけれども、お願いいたします。

○増田座長 重要な注文が出ましたので、そのあたり、よろしく申し上げます。

浜井構成員、どうぞ。

○浜井構成員 2点あるのですが、短めに。

まず1点目。先ほど神津構成員からも御意見がございましたが、私も非常に共感するところして、歴史を研究する者から見ても、過去を見るだけではなくて、未来に向かってこの事業がどのように社会に受け入れられていくかという観点は非常に重要なのだらうと思っております。この会議でもしばしば取り上げられていますように、積極的な広報と申しますか、PRというのは非常に大事だと思いますので、それをする際の重要な観点になるのではないかと思います。

関連して言いますと、最初の資料にありました、人類学会でパネル展示をしているということを私はきょう初めて知ったのですが、そういったことの延長線上に、もう少し事業を国民に広く知ってもらうような場を設定するというところまで視野に入れてはどうかと思います。

思いつきで恐縮ですけれども、羽毛田先生もいらっしゃいますが、例えば昭和館で何らかの展示はできないものか。昭和館の中にもすでに遺骨収集についての展示が若干あったと思いますが、そこでより規模を拡大して企画展示をやるとか、多く人が集まるところをお借りして、そういった積極的な広報を行うことも国民の理解を得る方法として一つ考えられるのではないかと思います。その際に、神津先生の先ほどの御意見は非常に参考になるうかと思えます。

2点目は、資料2に関して余り議論にならなかったのですが、私は気になるのですが、機械的試算というところでございます。先ほど畔上構成員からお話があったように、ここで出た1,600幾つという情報プラス、今まで蓄積している情報があるということで、その御提示がなかったので私も混乱をしている部分があります。

この機械的試算だけを見ると、調査に必要な派遣回数は80回とする一方で、平成30年度は32回をやっているということが出ております。ということは、令和2年度から5年度までに、今の体制でも調査は可能であると解釈することもできるのではないかと。つまり、人員体制を拡充するとか、そういったことではなくて、今の形でも十分対応可能とも見えてしまうのですが、いかがでしょうか。実はこれ以外にも情報があつてとか、そういうものを加えると結論は変わってくるのかもしれませんが、要は、人員の体制も不十分でこれからもっと強化をしていかなければいけない、そのために具体的に何か人員をふやすなり、あるいはもっと違う体制を整備するなりという議論につながるような資料の提示の仕方をしていただかなければわかりにくいと思えます。

現状認識として、この80回が令和2年度から5年度まで今の体制でできると解釈してしまっているのか、それとも今の体制では不十分なので、これこれこういう人員の強化あるいは体制の整備が必要なのだという議論につながるのか、そこを教えてくださいたいと思えます。

○増田座長 吉田課長、お願いします。

○吉田事業課長 浜井先生の御指摘でございます。今の体制で足りているかという点については、機械的試算を算出する根拠は、昨年度30年度の協会における現地調査の実績をもとにはじいたものです。それを念頭に回数にあらわすと、これだけの回数が必要だというのが機械的試算ということになります。

ただ、直感的に申し上げますと、今の体制でこれを全てやり尽くすのは、現状維持のままでは正直に言って難しいかと思っております。例えば現地に行っていく方の数もそうですし、それを支える協会あるいは私どもの職員体制も、バックアップをするという意味においてはより厚みを増す必要があるかと思っております。ただ、具体的にどこをどうというのは、これから協会としっかり連携をしてやっていきたいと思えますし、また、予算獲得との兼ね合いもございますので、これまでに御議論いただいたことを踏まえて、今後概算要求に反映をさせていただきますけれども、その中で具体的に現実にマッチする体制は、例えばいつの時期までにどれほど拡充できるのかということも含めて、これから

計画を具体化していきたいと考えてございます。

○増田座長 ありがとうございます。

予定時間が迫っておりますけれども、どうしてももう一回意見を言いたいという人はおられますか。よろしいですか。

それでは、本日、第3回目の会議は、これをもって終了とさせていただきます。

ただいま事務局から7月をめどに中間取りまとめを行っていただきたいという要請がありましたので、次回は事務局から中間取りまとめ案を提出していただきたいと思います。

そこで、先ほど水口構成員からも文言の訂正要請等々がございました。どうぞ本日構成員に提示されました資料をもう一度お目通しいただきまして、この文言をこうしたほうがよろしいと、そういう場合は、ぜひ厚労省にその旨をお伝えいただきたいと思います。

何分、これだけの人数を擁した会議でございまして、日程調整に大変苦勞いたしましたので、来週続けてで恐縮でございますけれども、来週また今期の最後の会議を予定しておりますので、そこで何とか取りまとめたい。こういう状況でございますので、ぜひともそれ以前に修正すべき箇所が発見された場合には、事前にお伝えいただくことをお願いしたいと思っております。

では、事務局のほうは、その旨、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

何か連絡事項はございますか。

○橋口補佐 日程につきましては、また後日、正式に皆様方に御連絡したいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

○増田座長 では、以上をもちまして、第3回目の「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」を終了させていただきます。本日はありがとうございます。